

第10回 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

議 事 次 第

日時：令和2年11月20日（金）13：30～

場所：長浜市 余呉まちづくりセンター 多目的ホール

- 1 挨拶
- 2 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の現地確認
- 3 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画（令和2年5月版）の進捗の報告、確認について
- 4 その他

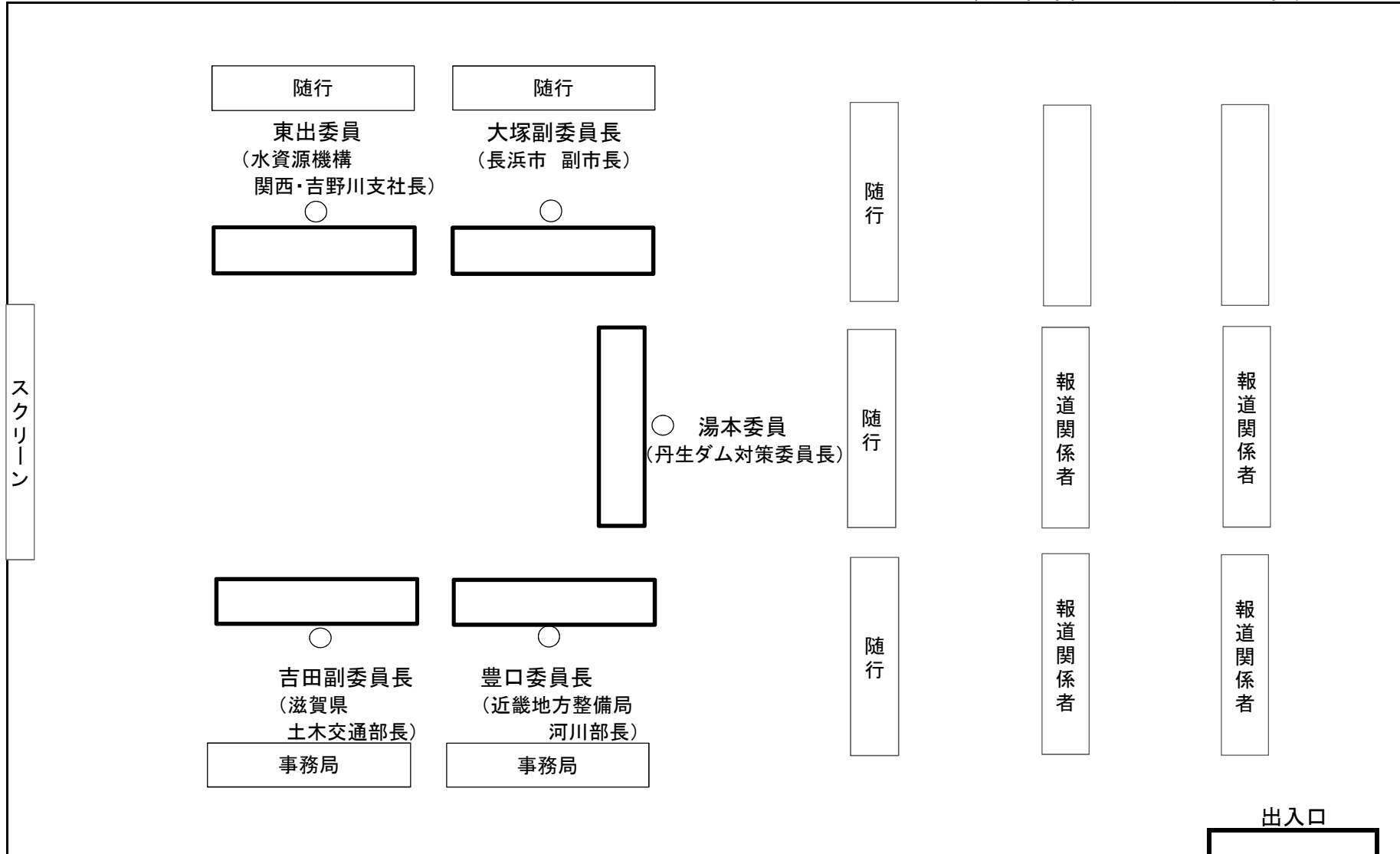
第10回丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会
配布資料リスト

- 資料 0 配付資料リスト・配席図・名簿・規約・前回会議報告
- 資料 1 現地確認行程
- 資料 2 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に係る令和2年3月時点の対応方針と現在の状況
- 資料 3 実施計画の進捗状況(A3 表)
- 資料 4 実施計画に係る事業進捗状況 PPT(水機構)
- 資料 5 実施計画に係る事業進捗状況 PPT(滋賀県)
- 資料 6 実施計画に係る事業進捗状況 PPT(長浜市)
- 資料 7 実施計画に係る事業進捗状況 PPT(ふるさと絵屏風)
- 参考資料 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和2年5月版)

第10回 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会 配席図

令和2年 11月20日(金)

長浜市 余呉まちづくりセンター 多目的ホール



丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

委 員 名 簿（敬称略）

| | | | |
|------|---------------------|------------|------------|
| 委員長 | ： 近畿地方整備局河川部長 | とよぐち 豊口 | よしゆき 佳之 |
| 副委員長 | ： 滋賀県土木交通部長 | よしだ 吉田 | ひでのり 秀範 |
| 副委員長 | ： 長浜市副市長 | おおつか 大塚 | よしゆき 義之 |
| 委員 | ： 丹生ダム対策委員会委員長 | ゆもと 湯本 | さとし 聡 |
| 委員 | ： （独）水資源機構関西・吉野川支社長 | ひがしで 東出 | しげき 成記 |

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会規約

(名称)

第1条 本会は丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 整備可能な手法の協議、調整
- (2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
- (3) 進捗の報告、確認
- (4) その他

(組織)

第4条 協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。

2 協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、近畿地方整備局河川部長の職にある者を充てる、副委員長は滋賀県土木交通部長の職、長浜市副市長の職にあるものを充てる。

3 副委員長は、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理出席することができる。

3 協議会において必要と認められる場合には、関係人を会議に出席させることができる。

(情報公開)

第7条 協議会の公開方針は、別紙「情報公開方針」によるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、近畿地方整備局河川部及び滋賀県土木交通部に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は各委員の協議により定める。

附 則

この規約は平成28年10月27日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 職 名 |
|------|----------------------|
| 委員長 | 近畿地方整備局河川部長 |
| 副委員長 | 滋賀県土木交通部長 |
| 副委員長 | 長浜市副市長 |
| 委 員 | 丹生ダム対策委員会委員長 |
| 委 員 | 独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長 |

情報公開方針

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会の情報公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

- (1) 協議会開催の案内について
会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載する。

- (2) 会議資料について
会議資料は、原則公開とする。
ただし、非公開すべき資料については、協議会の中で決定する。

- (3) 傍聴について
会議は非公開を原則とし、一般の方の傍聴は認めない。
報道機関の撮影は審議に入るまでの頭取りとし、その後の傍聴は認めない。

附 則

この方針は平成28年10月27日から適用する。

第9回 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会 報告

令和 2 年 5 月 2 5 日

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

本協議会における合意事項は以下のとおり。

- 【別添1】、【別添2】の対応方針について、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者で合意した。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和元年5月版)」に基づく令和元年度の実施箇所の進ちよくの報告、確認がされた。また、令和2年度の整備内容について確認された。
- 現在の進ちよく状況を踏まえ、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和2年版)」を作成した。
- 実施計画に基づく地域整備にあたっては、引き続き、滋賀県、長浜市、水資源機構及び国による進ちよく管理を徹底し、早期・着実に地域整備が実施できるようお互い協力して進めることが確認された。

以上

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に係る今後の対応方針

- **ダムの目的に関する代替事業（高時川の河川整備）**
 - ・ 高時川の河川整備については、令和2年度より国土交通省の補助金を新たに採択することを調整中であり、これにより滋賀県による計画的・集中的な事業推進が可能となる。
- **ダム中止に伴う措置（買収済み用地、残存山林、付替県道などの処理）**
 - ・ 近畿地方整備局が中心となって滋賀県、水資源機構と検討、調整してきており、現時点における対応方針は次のとおり。

【買収済み用地】

- ・ 地元から「民間に売却することは適切ではない」とのご意見をお聞きしているため、滋賀県が、水資源機構から引継ぎ、維持管理していく方針。
- ・ 水資源機構から滋賀県への引継ぎが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。

【残存山林】

- ・ 水資源機構においては、所有者に対し、令和2年度より補償を実施。
- ・ 一方、地元住民からは、高齢化等に伴い、個々に維持管理していくことは困難とお聞きしている。
- ・ 地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、滋賀県が引き受ける方針。

【付替県道】

- ・ 県道としての利用は困難であるが、今後の利活用を踏まえ、水資源機構において安全対策等を行った後、滋賀県が引き受ける方針。
- ・ 水資源機構から滋賀県への引き渡しが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。

- **地域振興**

- ・ 地域振興については、地域による主体的な取り組みに対し、その内容に応じた交付金などにより、近畿地方整備局としても積極的に支援。
- ・ 地域の歴史と記憶を継承するまちづくりの一助として、ふるさと絵屏風の作成を地域の人々を中心に実施することに対する支援の要望を受けたため、まずはその要望に対し、近畿地方整備局予算を充当して支援。
- ・ 滋賀県としても、平成30年度に創設した丹生水源地域整備特別交付金制度に基づき、地域による主体的な取り組みに対して支援。

以上

丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀県知事、長浜市長、独立行政法人水資源機構理事長による現地視察での意見交換事項について

【県道中河内木之本線整備】

- ・ 水資源機構において、平成27年度より整備をはじめ、平成29年度には計画を策定し、令和8年度までに完了予定であるが、できるだけ早期に実施し、令和6年度完了を目標に整備。
- ・ 部分的に供用可能な箇所は、水資源機構から滋賀県に速やかに引き渡し。
- ・ 水資源機構において、供用区間、時期、引き渡し要件を整理。
- ・ 並行する県道については、滋賀県において、長浜市への引き渡し要件などを整理。

【市道奥川並線・市道洞寿院線の補修】

- ・ 市道奥川並線については、水資源機構において、補修を実施し、補修完了後、長浜市に引き渡し。
- ・ 市道洞寿院線については、整備が完了しており、水資源機構から長浜市に引き渡し済。

【立坑など調査施設の撤去】

- ・ 水資源機構において、ダムサイトの立坑などの閉塞作業並びに設置した工事用道路の整備について、今年度完了。
- ・ 田戸（原石山）の横坑などの閉塞作業は、令和2年度に調査を行った上で令和3年度に実施予定。

【集落跡地整備】

- ・ 小原地区について令和2年度に、その他の地区についても、引き続き、県道整備と併せて整備予定。

【各発生土受入地の活用】

- ・ 八田部は、水資源機構において、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで借地を解消。
- ・ 北海道は、水資源機構において、用地の取扱いも含め、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで引き渡し。
- ・ 半明は、買収済み用地と同様の取扱い。

【地域資料の活用】

- ・ 水資源機構において、資料のリストアップなどを実施済みであるため、今後、地元が望む活用方策に沿って資料を提供。

【河川維持管理】

- ・ 高時川（下丹生より上流区間）や妙理川の維持管理は、滋賀県において実施。
- ・ 高時川の瀬切れ対策は、近畿地方整備局が支援を行い、関係機関と協議のうえ、滋賀県が対策を実施。

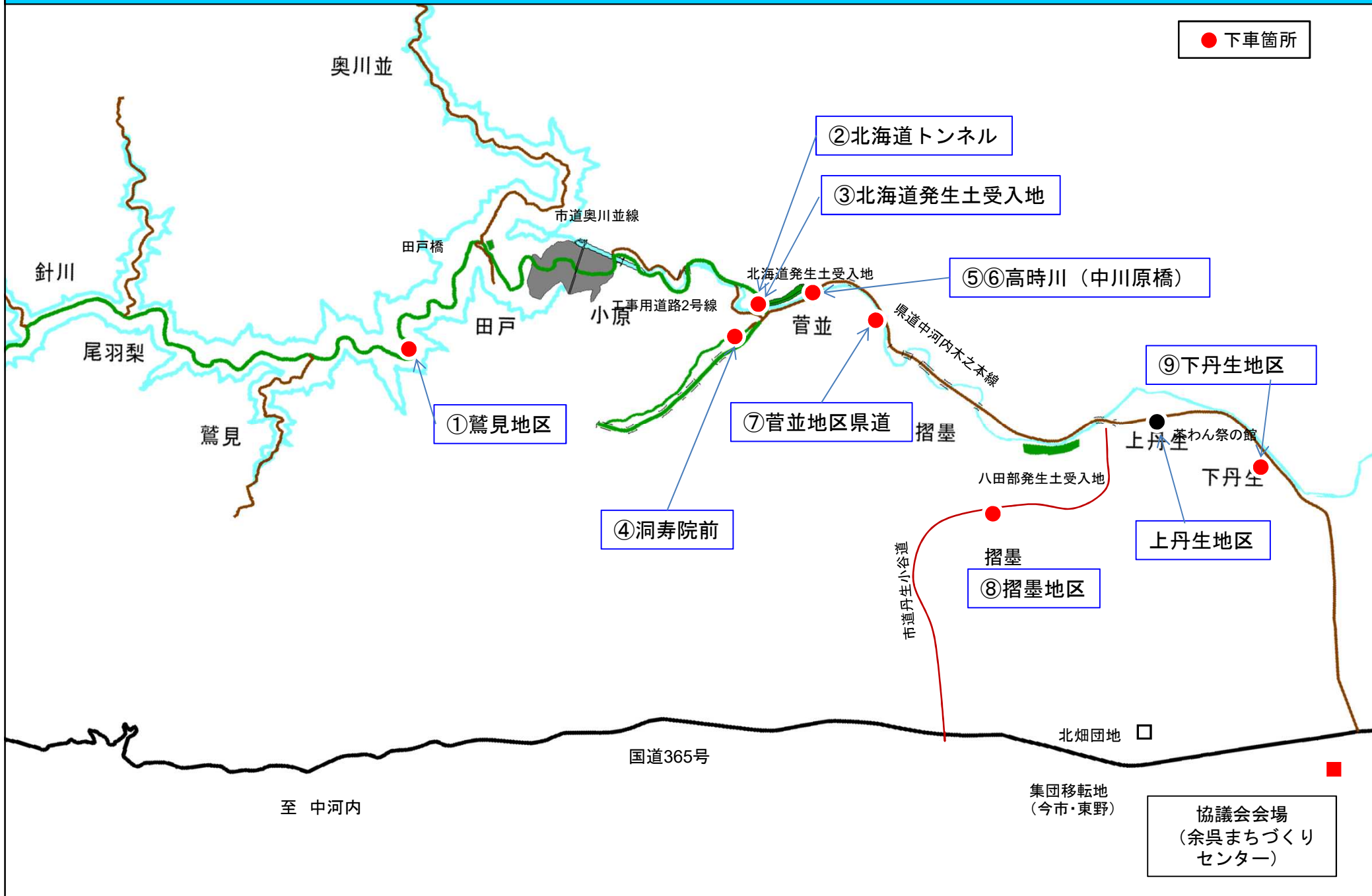
以上

■第10回地域整備協議会の現地確認行程

| 行 程 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|
| 長浜市 余呉まちづくりセンター集合 行程の確認等 | |
| 長浜市余呉支所発 移動 | |
| ①鷺見地区(県道整備工事、事業用地・残存山林) 移動 | |
| ②北海道トンネル(交差点改良) 移動 | |
| ③北海道発生土受入地(発生土受入地等) 移動 | |
| ④洞寿院前(妙理川維持管理) 移動 | |
| ⑤⑥高時川(向川原護岸整備予定地、浚渫箇所) 移動 | |
| ⑦菅並地区(県道落石防護) 移動 | |
| ⑧摺墨地区(市道迂回路整備・市道落石雪崩対策等) 移動 | |
| ⑨下丹生地区(市道消雪設備等) 移動 | |
| 長浜市 余呉まちづくりセンター着 会議 | |
| 解散 会議終了後、ブリーフィング実施 | |

※行程については丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和2年5月)の【表-2】において、工事進捗等、現地での進捗確認ができる箇所を選定。

第10回丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会 現地視察ルート図



丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に係る令和2年3月時点の対応方針と現在の状況

○ ダムの目的に関する代替事業（高時川の河川整備）

（対応方針）

- ・ 高時川の河川整備については、令和2年度より国土交通省の補助金を新たに採択することを調整中であり、これにより滋賀県による計画的・集中的な事業推進が可能となる。

（状況）

- ・ 国土交通省の補助事業を令和2年度より採択済みであり、滋賀県により計画的・集中的に事業推進中。

○ ダム中止に伴う措置（買収済み用地、残存山林、付替県道などの処理）

【買収済み用地】

（対応方針）

- ・ 地元から「民間に売却することは適切ではない」とのご意見をお聞きしているため、滋賀県が、水資源機構から引継ぎ、維持管理していく方針。
- ・ 水資源機構から滋賀県への引継ぎが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。

（状況）

- ・ 水資源機構から滋賀県への引継ぎのための協議中。

【残存山林】

（対応方針）

- ・ 水資源機構においては、所有者に対し、令和2年度より補償を実施。
- ・ 一方、地元住民からは、高齢化等に伴い、個々に維持管理していくことは困難とお聞きしている。
- ・ 地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、滋賀県が引き受ける方針。

(状況)

- ・ 水資源機構において、各所有者への補償手続きを順次実施中。
- ・ 寄付の申し出があった土地については、滋賀県において、寄付に係る事務処理などを順次実施中。

【付替県道】

(対応方針)

- ・ 県道としての利用は困難であるが、今後の利活用を踏まえ、水資源機構において安全対策等を行った後、滋賀県が引き受ける方針。
- ・ 水資源機構から滋賀県への引き渡しが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。

(状況)

- ・ 滋賀県において、地元の意向を踏まえ、今後の利活用方法について検討中。
- ・ 滋賀県への引き渡しに向け、水資源機構において、安全対策等を実施中。

○ 地域振興

(対応方針)

- ・ 地域振興については、地域による主体的な取り組みに対し、その内容に応じた交付金などにより、近畿地方整備局としても積極的に支援。
- ・ 地域の歴史と記憶を継承するまちづくりの一助として、ふるさと絵屏風の作成を地域の人々を中心に実施することに対する支援の要望を受けたため、まずはその要望に対し、近畿地方整備局予算を充当して支援。
- ・ 滋賀県としても、平成 30 年度に創設した丹生水源地域整備特別交付金制度に基づき、地域による主体的な取り組みに対して支援。

(状況)

- ・ 地域による主体的な取り組みに、近畿地方整備局、滋賀県も積極的に参画。
- ・ ふるさと絵屏風の作成に向けた、地域での取り組みに対し、近畿地方整備局において予算支援。

以上

丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀県知事、長浜市長、独立行政法人水資源機構理事長による平成31年4月の現地視察での意見交換事項に係る令和2年3月時点の対応方針と現在の状況

【県道中河内木之本線整備】

(対応方針)

- ・ 水資源機構において、平成27年度より整備をはじめ、平成29年度には計画を策定し、令和8年度までに完了予定であるが、できるだけ早期に実施し、令和6年度完了を目標に整備。
- ・ 部分的に供用可能な箇所は、水資源機構から滋賀県に速やかに引き渡し。
- ・ 水資源機構において、供用区間、時期、引き渡し要件を整理。
- ・ 並行する県道については、滋賀県において、長浜市への引き渡し要件などを整理。

(状況)

- ・ 水資源機構において、拡幅整備が必要な区間約10kmのうち、昨年度までに約4.2kmを実施済。今年度は、約1.6kmの整備を実施中。
- ・ また、北海道トンネルを含む部分的に供用可能な区間約1kmの整備も実施中であり、整備後、滋賀県に引き渡し予定。

【市道奥川並線・市道洞寿院線の補修】

(対応方針)

- ・ 市道奥川並線については、水資源機構において、補修を実施し、補修完了後、長浜市に引き渡し。
- ・ 市道洞寿院線については、整備が完了しており、水資源機構から長浜市に引き渡し済。

(状況)

- ・ 市道奥川並線について、昨年度までに約0.5kmを実施済。今年度は、約50m(3箇所)の整備を実施済。

【立坑など調査施設の撤去】

(対応方針)

- ・ 水資源機構において、ダムサイトの立坑などの閉塞作業並びに設置した工事用道路の整備について、今年度完了。
- ・ 田戸(原石山)の横坑などの閉塞作業は、令和2年度に調査を行った上で令和3年度に実施予定。

(状況)

- ・ 田戸（原石山）の閉塞に向けた作業道整備などについて、工程どおり調査中。

【集落跡地整備】

(対応方針)

- ・ 小原地区について令和2年度に、その他の地区についても、引き続き、県道整備と併せて整備予定。

(状況)

- ・ 小原地区整備箇所の造成を実施中。

【各発生土受入地の活用】

(対応方針)

- ・ 八田部は、水資源機構において、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで借地を解消。
- ・ 北海道は、水資源機構において、用地の取扱いも含め、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで引き渡し。
- ・ 半明は、買収済み用地と同様の取扱い。

(状況)

- ・ 八田部、北海道について、水資源機構から地元に対し、利活用案を提示。

【地域資料の活用】

(対応方針)

- ・ 水資源機構において、資料のリストアップなどを実施済みであるため、今後、地元が望む活用方策に沿って資料を提供。

(状況)

- ・ 水資源機構から地元に対し、資料を提示。

【河川維持管理】

(対応方針)

- ・ 高時川（下丹生より上流区間）や妙理川の維持管理は、滋賀県において実施。
- ・ 高時川の瀬切れ対策は、近畿地方整備局が支援を行い、関係機関と協議のうえ、滋賀県が対策を実施。

(状況)

- ・ 瀬切れ対策については、対応方針に沿って、滋賀県の対策を近畿地方整備局が支援し、局所的な水域確保のための水制工を実施。

以上

| 分類 | 枝番号 | 実施内容 | 実施箇所 | 実施主体/事業執行者 (事業予算等) | 着手時期 | R2年度の整備内容 ※1 | 事業費 ※1 | | | 整備量 ※1 | | | 進捗率 ※3 | | 備考 | | | |
|-------------------------|-----|----------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------|---------------------|-----------------|---------------------------|----------------------|--------------------|--------|--|------------------------------|------------------------------|
| | | | | | | | 全体 | R元年度迄 ※2 | R2度【計画】 | 全体 | R元年度迄 ※2 | R2度【計画】 | R1年度迄 | R2年度見込 | | | | |
| I 誰もが安心して住み続けられる地域 | ① | 1 | 工事用道路として利用した県道中河内木之本線(道路原形復旧及び改良) | 中河内～菅並 | 水資源機構・滋賀県 | H29年度～ | 道路原形復旧及び改良 | 34億円 | 7.25億円 | 2.28億円 | 13.5km | 8.07km | 1.61km | 21% | 28% | 令和元年度迄には、整備不要箇所3.85kmを含む。舗装工事は、後年に実施予定 | | |
| | ① | 2 | 県道中河内木之本線(道路補修) | 菅並から下丹生 | 滋賀県 | H29年度～ | 歩道用転落防護柵 | 1.50億円 | 0.10億円 | 323m | 125m | H29年度に試行的な対策を実施し、その効果を検証中 | 2箇所 | | | | | |
| | | | | | | | 歩車道境界ブロック | | | 93m | 59m | | | | | | | |
| | | | | | | | R元年度完了 | | | 168m | 168m | | | | | | | |
| | | | | | | | 道路排水対策(下丹生) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | H30年度完了 | | | | | | | | | | | |
| | ② | 1 | 工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕) | 菅並 | 水資源機構 | H30年度～ | R元年度完了 | 追加的 事業費 の内数 | 0.11億円 | | | 1,800m ² | 1,800m ² | | 100% | 100% | | |
| | ② | 2 | 工事用道路として利用した市道奥川並線(路肩補修等) | 田戸～奥川並 | 水資源機構 長浜市(国補助金を含む) | H29年度～ | 路肩補修 | | 0.29億円 | 0.02億円 | | | 0.49km | 0.05km | | | | |
| | ② | 3 | 市道菅並線 | 側溝改修 | 菅並 | 長浜市(県交付金を含む) | H30年度～ | — | | | | 0.06km | 0.06km | | | | | |
| | ② | 4 | 市道丹生小谷線他 | 舗装修繕 | 摺墨～上丹生 | 長浜市(国・県交付金を含む) | H30年度～ | — | 4.12億円 | 1.59億円 | 1.82億円 | | 1,930m ² | 0m ² | 39% | 83% | | |
| | | | | 消雪施設整備 | 摺墨 | 長浜市(県交付金を含む) | — | 1箇所 | | | | 1箇所 | | | | | | |
| | | | | 落石雪崩対策 | 摺墨 | 長浜市(国・県交付金を含む) | 落石雪崩柵 | 1箇所 | | | | 0箇所 | 1箇所 | | | | | |
| | | | | 土砂流出対策 | 上丹生 | 長浜市(国・県交付金を含む) | 土砂流出対策 | 2箇所 | | | | 1箇所 | 1箇所 | | | | | |
| ② | 5 | 市道西村線他 | 消雪施設整備 | 上丹生 | 長浜市 | H30年度～ | 地下水源の再調査を実施 | | | | | | | | | | | |
| ② | 6 | 市道下丹生上丹生線 | 消雪施設整備 | 下丹生 | 長浜市(国・県交付金を含む) | H30年度～ | 消雪施設整備 | | | | 0.55km | 0.33km | 0.22km | | | | | |
| | | | 舗装修繕 | | | 舗装修繕 | | | 5,700m ² | 1,900m ² | 0m ² | | | | | | | |
| 高時川の整備 | ④ | 1 | 高時川の河川改良 | 護岸整備等 | 中河内、菅並～下丹生 | 滋賀県(個別補助事業・国交付金を含む) | H29年度～ | 河川改修の詳細設計等、護岸整備 | | 1.40億円 | 1.30億円 | | 0m | 約200m | | | R2から姉川高時川が個別補助事業化(R2:事業費4億円) | |
| | ④ | 2 | 高時川の維持管理 | 浚渫、樹木伐採 | 中河内、菅並～下丹生 | 滋賀県 | H29年度～ | 堆積土砂撤去(浚渫) | | 0.91億円 | 0.1億円 | | 10,710m ³ | 1600m ³ | | | | |
| | | | | 護岸補修 | | | 護岸補修 | | | | 110m | 0m | | | | | | |
| | ④ | 3 | 妙理川の維持管理 | | 菅並 | 滋賀県 | H30年度～ | 維持管理に配慮した河川護岸の修繕 | | 0.05億円 | 0.3億円 | | 0m | 50m | | | | |
| | ⑤ | 1 | 瀬切れ対策(魚類の一時避難場所及びみお筋の確保) | | 高時川 | 滋賀県(国交付金を含む) | H29年度～ | 局所的な水域の確保および連続的なみお筋の確保のための施設設置(試行) | | 0.95億円 | 0.22億円 | | 0箇所 | 1箇所 | | | 4基の水制工のうち上流側の2基が完了 | |
| 安心・安全な生活のための環境整備 | ⑥ | 1 | 生活関連施設等の整備 | 集落内道路整備 | 摺墨 | 長浜市(国・県交付金を含む) | H30年度～ | 集落内道路整備(舗装工) | 上記、②-4市道丹生小谷線他の落石雪崩対策に含む | | | | 0.46km | 0 km | 0.46km | | | 落石雪崩対策のための迂回路として整備(R2年度は舗装工) |
| | ⑥ | 2 | 生活関連施設等の整備 | 消雪施設整備 | 東野 | 地域の取組を支援<整備局・滋賀県・水資源機構で調査中> | R元年度～ | 消雪施設整備の調査・設計 | | | | | | | | | | |
| | ⑥ | 3 | 生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環) | 舗装修繕等 | 菅並 | 水資源機構 | R元年度～ | R元年度完了 | 追加的 事業費 の内数 | 0.02億円 | | 1箇所 | 1箇所 | | 100% | 100% | | |
| | ⑥ | 4 | 生活関連施設等の整備 | 用水路改修 | 摺墨 | 地域の取組を支援<整備局・滋賀県・水資源機構で調査中> | R元年度～ | 用水路の調査 | | | | | | | | | | |
| | ⑥ | 5 | | 余呉地域の拠点づくり | 中之郷他 | 地域の取組を国が支援 | R元年度～ | まちづくり研究会で具現化に向け議論 | | | | | | | | | | |
| | ⑥ | 6 | | 余呉まちづくり研究会・地域の取組の支援 | 余呉湖周辺の観光誘客に向けた取組み | 下余呉、川並ほか | 地域の取組を国が支援 | R元年度～ | まちづくり研究会で具現化に向け議論 | | | | | | | | | |
| II 個性ある産業が息づく地域 | ⑬ | 1 | | ふるさと絵屏風の作成 | 菅並他 | 地域の取組を国が支援 | R2年度～ | ふるさと絵屏風の作成支援 | | | | | | | | | | |
| | ⑪ | 2 | トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道) | | 小原、田戸 | 水資源機構 | R元年度～ | 原石山横坑閉塞の調査、工事準備 | 追加的 事業費 の内数 | 0.01億円 | 0.00億円 | 640m | 580m | 0m | 91% | 91% | 進捗率は、整備量ベース | |
| | ⑪ | 3 | 河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環) | | 半明～小原 | 水資源機構 | H29年度～ | 道路整備に合わせ実施 | 県道中河内木之本線(①1)の事業費に含む | | | | 38箇所 | 30箇所 | 3箇所 | 79% | 87% | 進捗率は、整備量ベース |
| | ⑬ | 2 | ダム事業を通して収集した地域資料の活用 | | 余呉支所ほか | 水資源機構ほか | H29年度～ | 地元が望む活用方針に沿って資料を提供 | | | | | | | | | | |
| | ⑬ | 3 | ダム事業を通して収集した地域資料の活用 | | 余呉支所ほか | 水資源機構ほか | H29年度～ | 地元が望む活用方針に沿って資料を提供 | | | | | | | | | | |
| III 水源地域の山林等を保全と維持管理 | ⑭ | 1 | 残存山林の補償 | | 針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原 | 水資源機構 | H29年度～ | 地番図確定・補償説明・補償契約実施 | 追加的 事業費 の内数 | | | | | | | | | |
| | ⑭ | 2 | 残存山林の維持管理 | | 針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原 | 滋賀県 | R2年度～(引き受け後) | 残存山林の寄付による引き受けの開始 | | | | | | | | | | |
| | ⑭ | 3 | 買収済み用地の維持管理 | | 針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原、菅並・半明 | 水資源機構・滋賀県 | R元年度～ | 買収済み用地の取扱いに関する協議調整 | | | | | | | | | | |
| | ⑭ | 4 | 集落跡地の整備(道路原形復旧の一環) | | 半明、針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原 | 水資源機構 | R元年度～ | 小原地区の整備 | 県道中河内木之本線(①1)の事業費に含む | | | | 7箇所 | 0箇所 | 1箇所 | 0% | 14% | 進捗率は、整備量ベース |
| | ⑭ | 5 | 林道横山岳線の整備 | | 木之本～菅並 | 滋賀県 | 実施計画策定以前から着手している事業 | 余呉工区の林道整備 | | 2.75億円 | 0.35億円 | 13.0km | 10.7km | 0.11km | 82% | 83% | 進捗率は、整備量ベース | |
| | ⑭ | 6 | 付替県道妙理谷工区管理 | | 菅並 | 水資源機構・滋賀県 | R元年度～ | 利活用方法について関係機関で協議 | 追加的 事業費 の内数 | | | | | | | | | |
| ⑮ | 1 | 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等 | | 北海道、八田部 | 水資源機構 | H29年度～ | 利活用方針について地元提案、基盤整備等の具体化に向け協議・調整 | 追加的 事業費 の内数 | | | | | | | | | | |

※1) R2年度の整備内容および、事業費、整備量等は、実施状況を踏まえ、随時見直しを行う場合がある。
 ※2) R元年度迄の事業費、整備量は、R元年度迄の実績値をもとに集計している。
 ※3) 進捗率は、事業費ベースで算出している。

実施計画に係る事業進捗状況

令和2年11月20日

独立行政法人水資源機構

丹生事務所

①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備（道路原形復旧及び改良）

路肩補修などの原形復旧と滋賀県からの施工受託による拡幅工事を実施 【実施中】 現地視察箇所
（令和2年度：約1.61km 整備予定）

工事用道路2号線部分引き渡しのための工事、協議を実施。【実施中】 現地視察箇所
（令和2年度：橋梁工事、トンネル照明設備工事等 実施中）

②-2 工事用道路として利用した市道奥川並線（路肩補修等）

路肩補修工事（3箇所）を実施 【実施中】

⑪-3 河川へのアクセス道の整備（道路原形復旧の一環）

現県道整備にあわせ、河川のアクセス道の整備（令和2年度：3箇所施工予定） 【実施中】

⑭-4 集落跡地の整備（道路原形復旧の一環）

集落跡地整備の実施にあたり、小原地区の平場を造成中。【実施中】

⑬-2 ダム事業を通して収集した地域資料の活用

丹生ダムの建設事業を通じて収集した地域の地誌・歴史・環境等に関する資料の整理及び活用方法の検討を実施。利用について、ダム対（地元）において調整中。【実施中】

⑭-1 残存山林の補償

令和2年度より補償を開始 【実施中】

⑭-3 買収済み用地の維持管理

買収用地の対応について協議、維持管理を継続（R1年度～） 【実施中】

⑭-6 付替県道妙理谷工区の管理

今後の利活用の方法について関係者と協議、管理を継続（R1年度～）【実施中】 現地視察箇所

⑮-1 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等

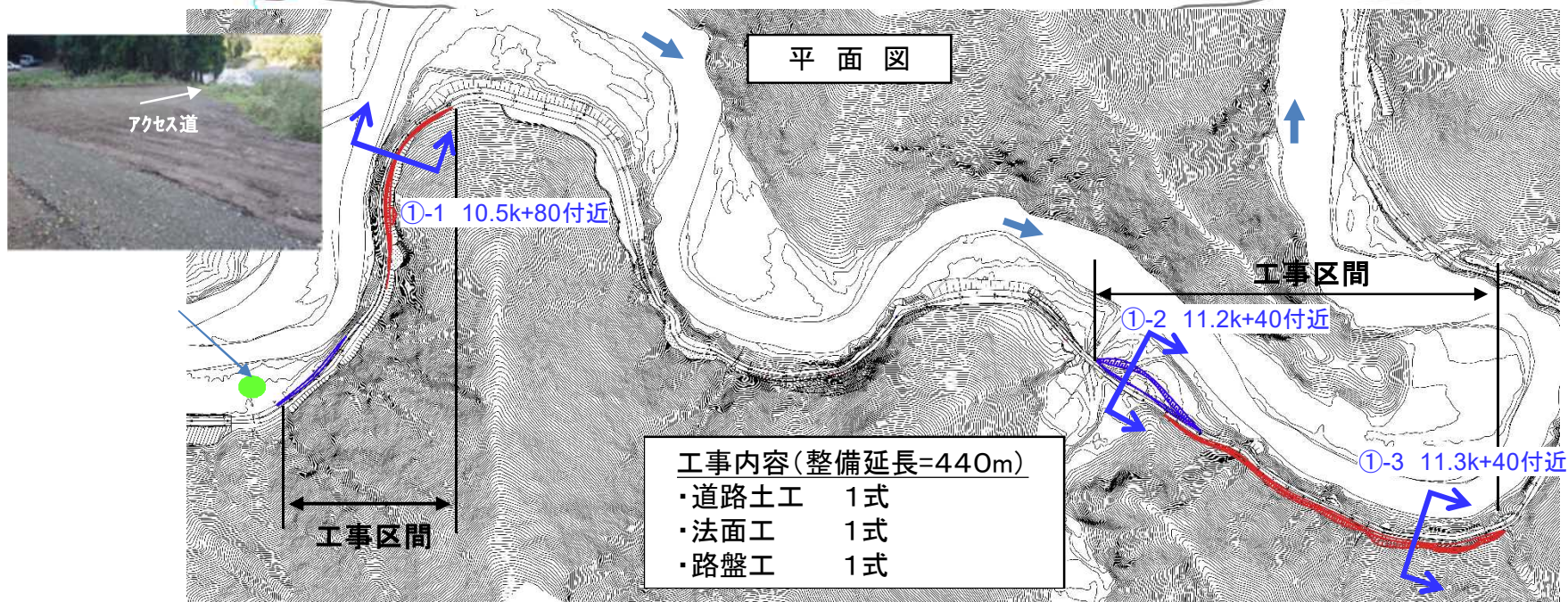
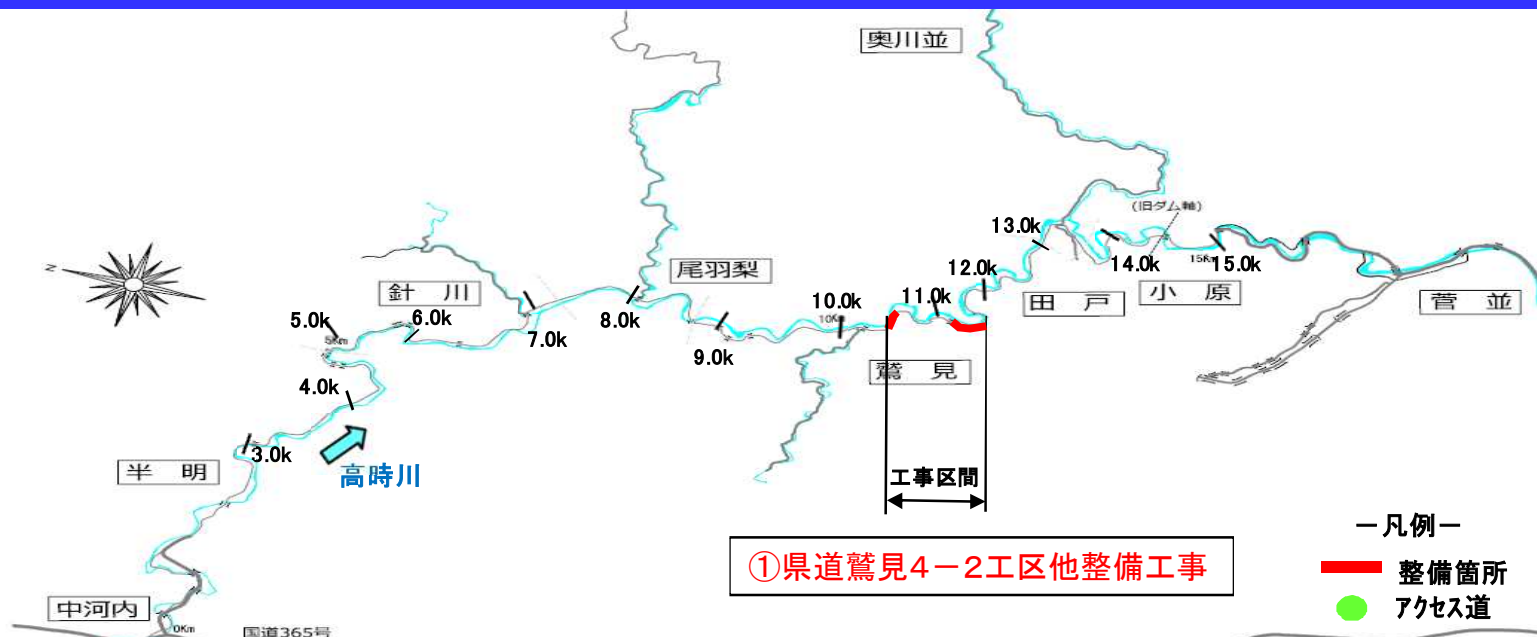
発生土受入地の利活用について引き続き利活用の検討を進める 【実施中】 現地視察箇所

- ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 【実施中】
- ⑪-3 河川へのアクセス道の整備（道路原形復旧の一環） 【実施中】
- ⑭-4 集落跡地の整備（道路原形復旧の一環） 【実施中】

- ・滋賀県の拡幅工事（水機構が滋賀県より施工受託）と併せ道路原形復旧を実施。
- ・R2年度は、合計約1.61kmを施工予定。
- ・現県道整備にあわせ、河川へのアクセス道の整備をR2年度3カ所実施予定。
- ・集落跡地整備の実施にあたり、小原地区の平場を造成中。

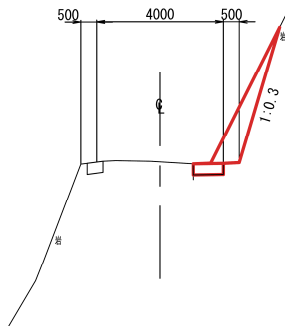


①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

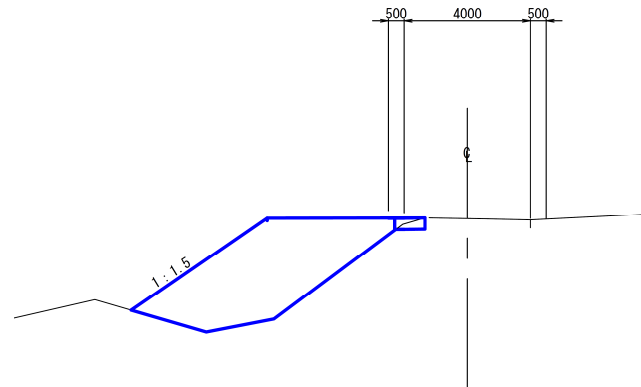


①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

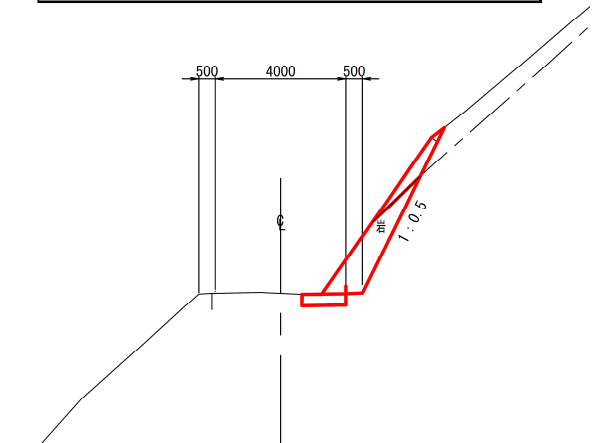
10.5k+80付近 標準断面図①-1



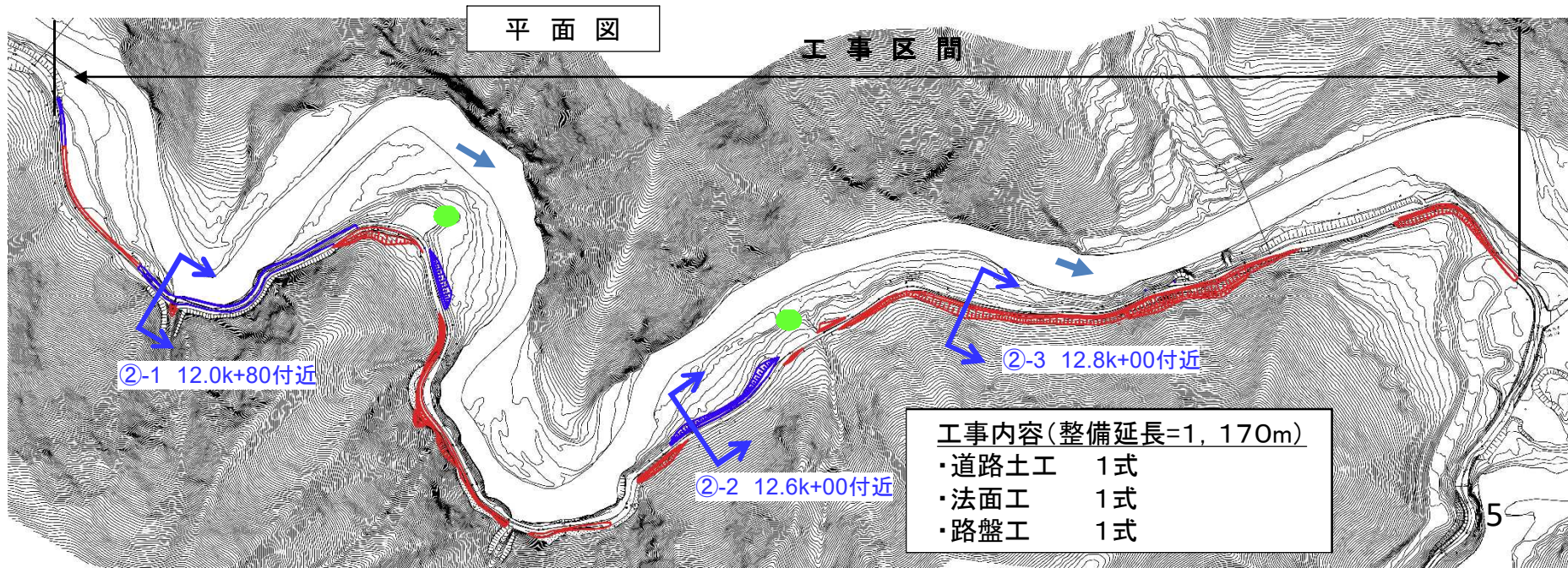
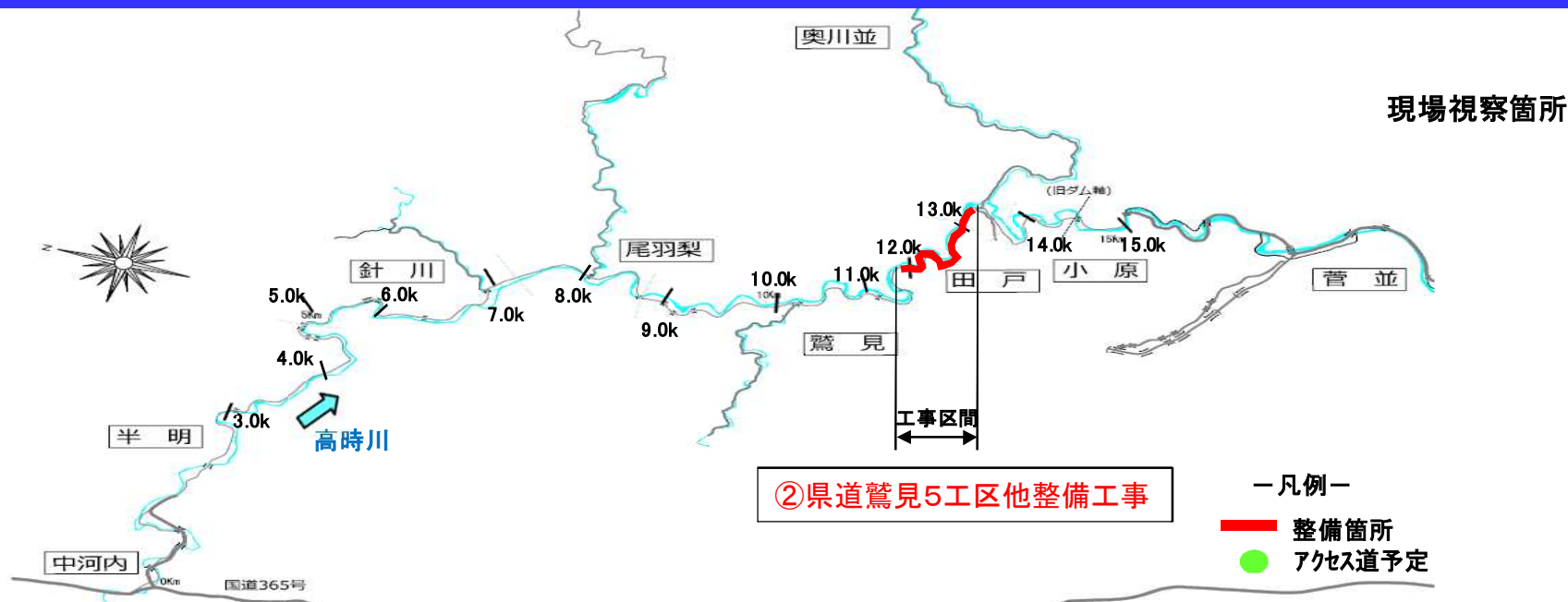
11.1k+40付近 標準断面図①-2



11.3K+40付近 標準断面図①-3

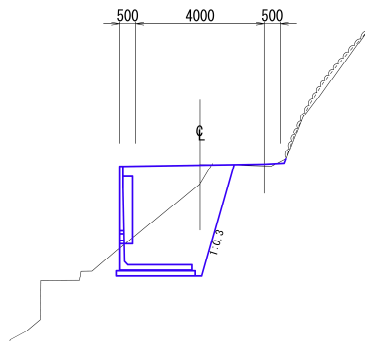


①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

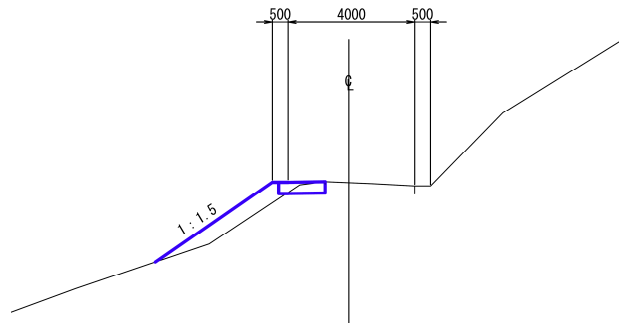


①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

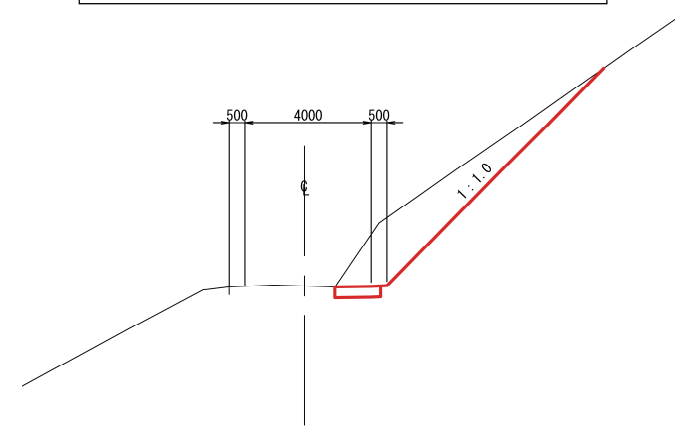
12.0k+80付近 標準断面図②-1



12.6k付近 標準断面図②-2



12.8K付近 標準断面図②-3



①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

【実施中】

工事用道路2号線部分引き渡しのための工事を行う。

R2年度はトンネル照明や交差点整備等の工事を実施し、滋賀県への部分引渡しを完了予定。

施工中
R2完了予定



①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 (工事用道路2号線の引き渡しのため) 【実施中】

R2年度～下部工工事中

工事用道路を県道として引き渡すため、仮設橋梁を本設橋に整備するなどの追加工事を実施する。
令和2年度は橋梁工事(下部工)を実施中。上部工は令和3年度の施工を予定。



施工状況



本設橋を整備

②-2 工事用道路として利用した市道奥川並線（路肩補修）

【実施中】

R2年度は路肩補修を3箇所実施

令和2年度 事業地内保全工事



路肩補修① 奥川並0.5K+50



路肩補修② 奥川並2.6K



路肩補修③ 奥川並2.6K+85



丹生ダムの建設事業を通じて収集した地域の地誌・歴史・環境等に関する資料の整理及び活用方法の検討を実施。

【地域資料の概要】

- 1) 地誌: 丹生地域の自然・社会・文化などの特性に関する資料
 - ・民俗・風土文化に関する風土誌
 - ・昭和55年12月豪雪に関する記録
 - ・消えゆく里の記録
- 2) 環境調査等資料: 建設所で実施した地質、動植物等の調査資料
 - ① 丹生ダム関連環境調査資料
 - ・環境基盤調査(地形、地質、植生、河川形態)
 - ・動植物(確認種の状況: 植物、ほ乳類、鳥類、両生類、ほか)
 - ② 高時川の川模様(年間の四季折々の写真)、瀬切れ実態等
- 3) 歴史: 余呉・丹生地域の歴史のあゆみなどに関する資料
 - ・余呉町誌 通史編 上巻・下巻
 - ・旧中河内小学校に関する記録
- 4) その他
 - ① 自然環境調査報告書
 - ② 水文・気象データ など

【令和2年度実施】

- 1) ダム対の意見を受け、具体的な利用方法について検討。



地誌



資料閲覧イメージ



広報誌等

⑭-4 集落跡地の整備（道路原形復旧の一環）

【実施中】

集落跡地整備の実施にあたり、整備内容について地元との調整を実施した。今年度整備を予定している小原地区については、整備箇所の造成を実施し、整備内容（看板の記載内容等）について調整を行っている。併せて、整備後施設、用地の取り扱いについて滋賀県、長浜市と調整を行っている。



集落跡地イメージ図



施工状況

⑭—1 残存山林の補償

【実施中】

⑭—3 買収済み用地の維持管理

【実施中】

⑭—6 付替県道妙理谷工区の管理

現場視察箇所

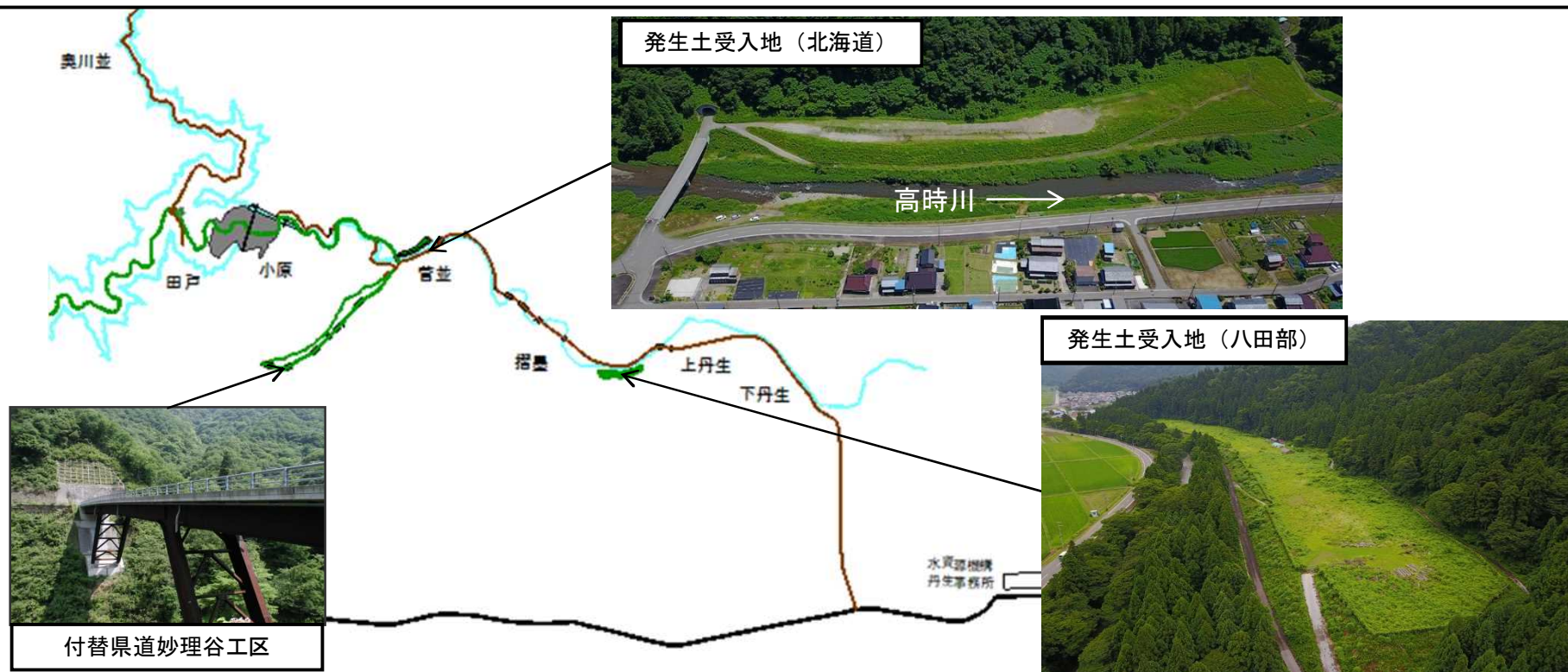
【実施中】

⑮—1 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等

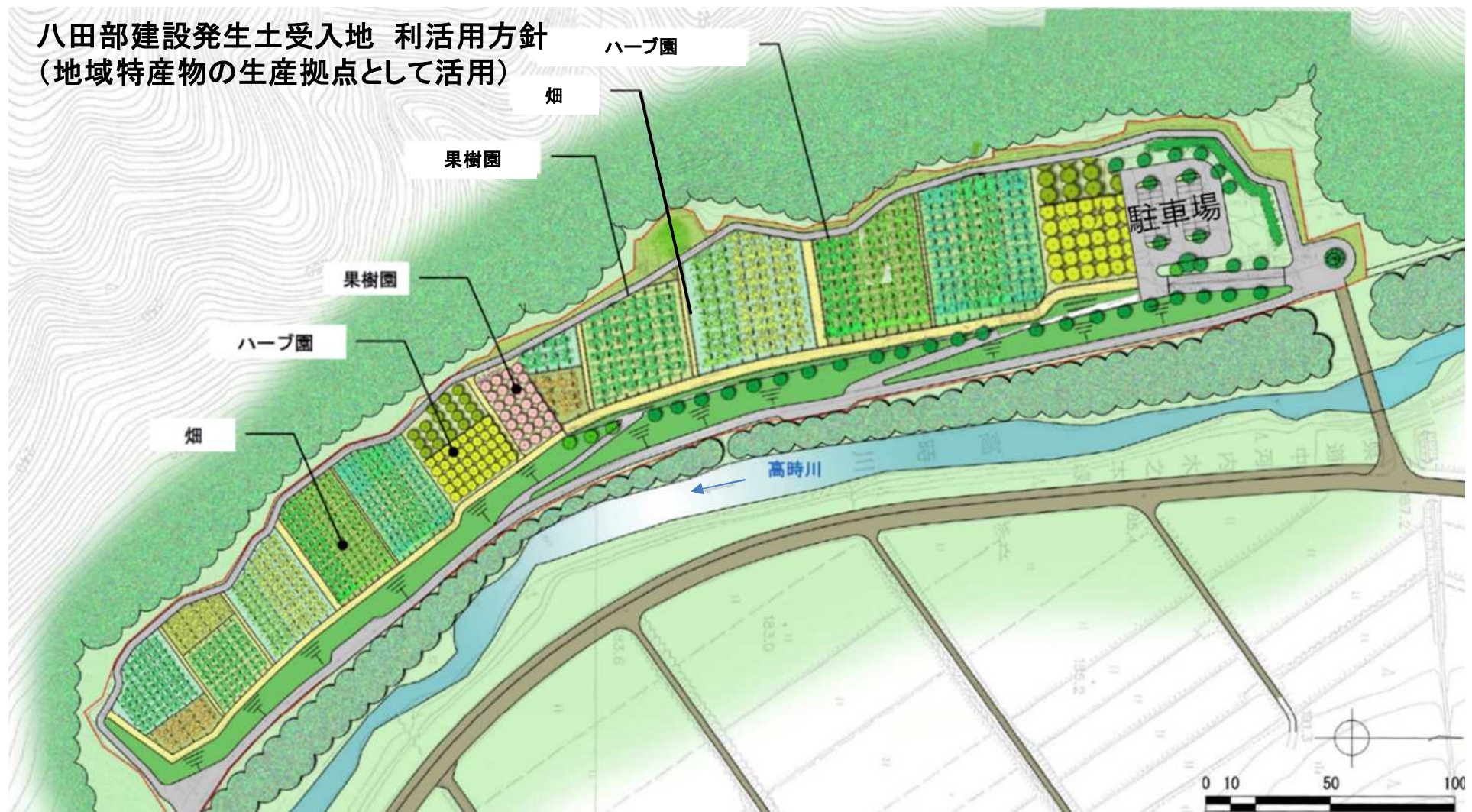
現場視察箇所

【実施中】

- ・残存山林について令和2年度より補償手続きを開始。
- ・買収用地について滋賀県への引継ぎに向け、令和2年度は滋賀県等との協議調整を行い、その間の維持管理を継続する。
- ・付替県道について滋賀県への引き渡しに向け、令和2年度は今後の利活用方法、安全対策等について関係者と協議し、その間の管理を継続する。
- ・発生土受入地(北海道、八田部)について、利活用方針を提案(8/26)、引き続き利活用の具体化に向け協議・調整を実施する。



⑮-1 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等（参考）



※本図はイメージであるため、決定したものではありません。

⑮-1 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等（参考）



※本図はイメージであるため、決定したものではありません。

実施計画に係る事業進捗状況

令和2年11月20日

滋賀県 流域政策局

長浜土木事務所木之本支所

令和2年度の事業進ちょく状況について（滋賀県） R02.10月末現在

- **①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備**
 - ・ 拡幅工事に必要な道路整備工事を水資源機構へ施工委託 **【実施中】**
 - ・ 道路法に基づく橋梁点検を受け、各橋梁の橋種検討(菅並～中河内地先) **【実施中】**
- **①-2 県道中河内木之本線(道路補修)**
 - ・ 雪で変形した歩道用転落防止柵の補修(菅並地先 L=125m) **【実施中】**
 - ・ 破損している歩車道境界ブロックの補修(上丹生地先 L=59m) **【実施中】**
 - ・ 落石防護対策(菅並地先) **【完了(R元年度実施分)】** 現地視察箇所
(落石防護対策完了に伴う異常気象時通行規制解除の検討)
 - ・ 消雪水の道路排水対策(下丹生地先) **【実施中】**
- **④-1 高時川の河川改良**
 - ・ 河川改良に向けた調査・設計業務および護岸工事(菅並地先) **【実施中】** 現地視察箇所
- **④-2 高時川の維持管理**
 - ・ 堆積土砂の撤去(浚渫)(菅並地先) **【実施中】** 現地視察箇所
- **④-3 妙理川の維持管理**
 - ・ 妙理川 護岸整備・浚渫、階段護岸、護床、取水口修繕工事(菅並地先) **【実施中】** 現地視察箇所
- **⑤-1 瀬切れ対策(魚類の一時避難場所及びみお筋の確保)**
 - ・ 高時川下流において試行の施設設置(湖北高田町地先) **【実施中】**
- **⑭-2 残存山林の維持管理 **【実施中】**** 現地視察箇所
- **⑭-5 林道横山岳線の整備**
 - ・ 余呉工区の林道整備(菅並地先) **【実施中】**

①-1 工事用道路として利用した

【実施中】

県道中河内木之本線の整備

水資源機構が実施する現県道の原形復旧・機能回復工事にあわせて拡幅工事を水資源機構に委託

位置図



①-1 工事用道路として利用した

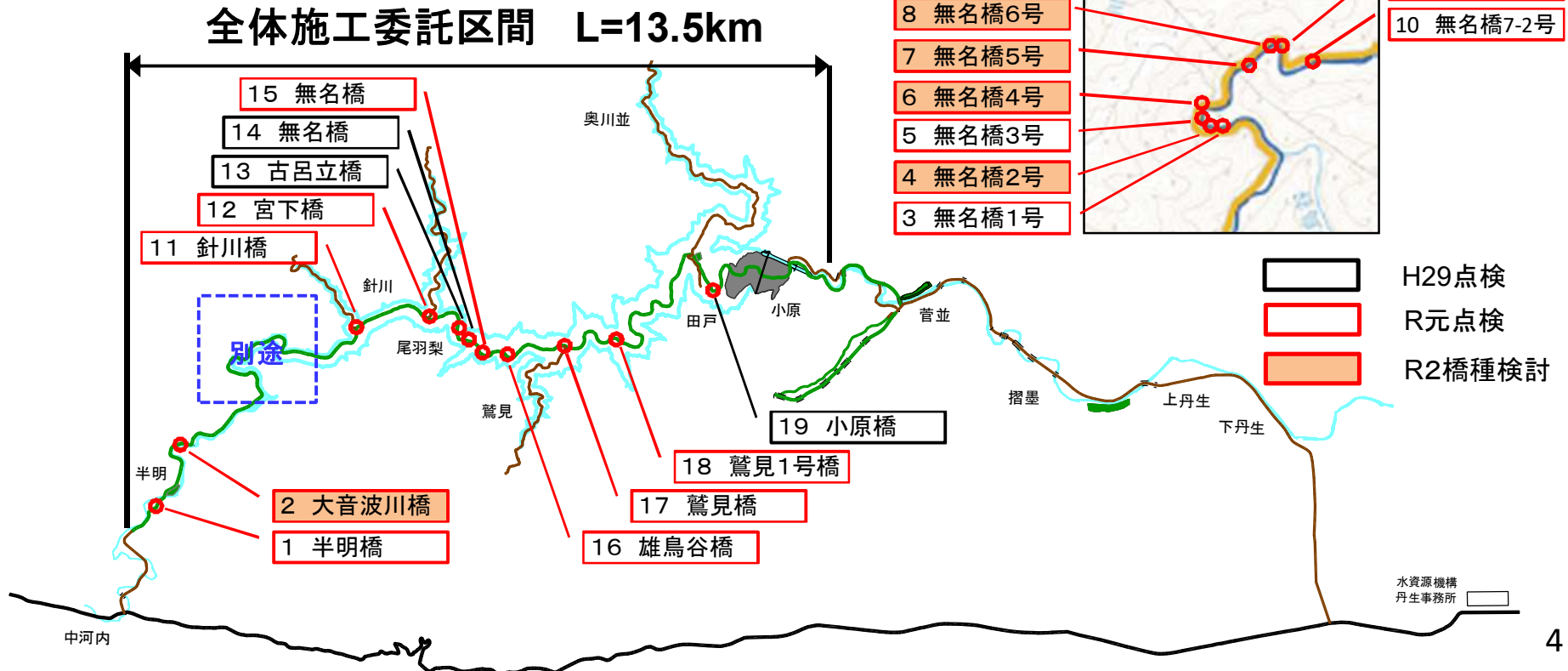
【実施中】

県道中河内木之本線の整備

施工委託区間内の橋梁整備

- 令和元年度
橋梁点検の実施(～令和2年2月)
- 令和2年度
橋梁点検結果を踏まえ、6橋の橋種検討業務を実施

位置図



①-2 県道中河内木之本線の道路補修（1）

【実施中】

（工期：R2. 8月～12月）

雪で変形した歩道用転落防止柵の補修

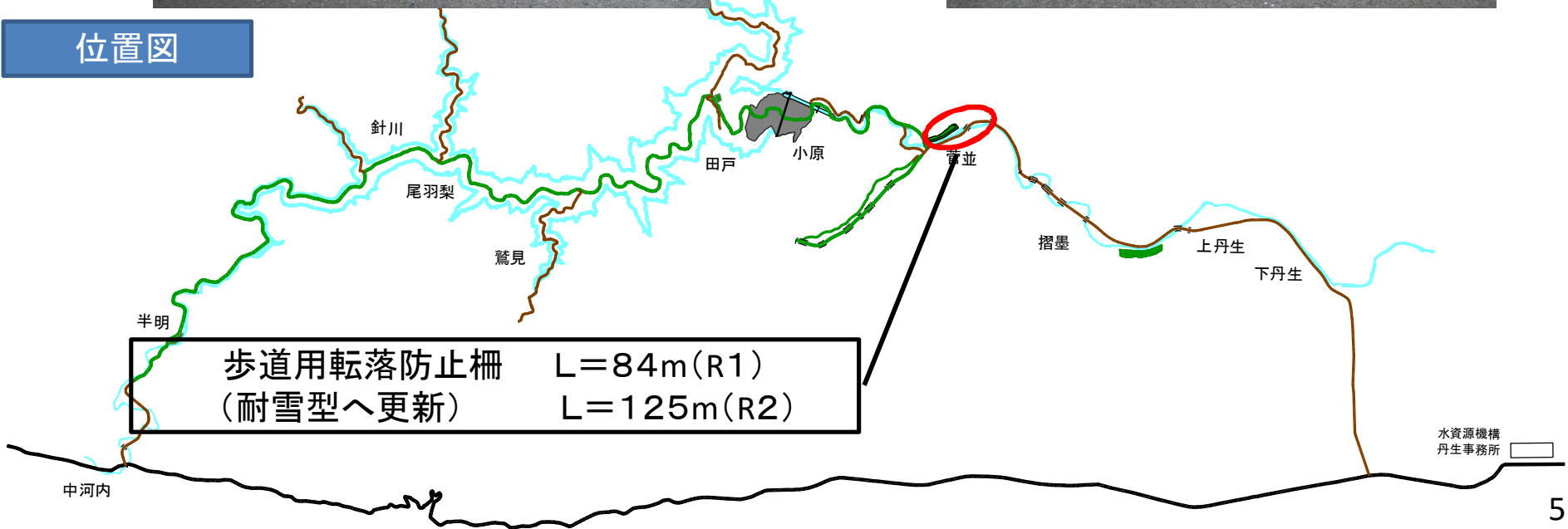
修繕前



修繕後



位置図



①-2 県道中河内木之本線の道路補修（2）

【実施中】

（工期：R2.8月～12月）

破損している歩車道境界ブロックの補修

修繕前



修繕後



位置図



①-2 県道中河内木之本線の道路補修（3）

【完了】
R元年度実施分

現地視察箇所

- ・ 落石の危険のある箇所について、落石防護対策を実施
- ・ 異常気象時通行規制解除の検討(R2)

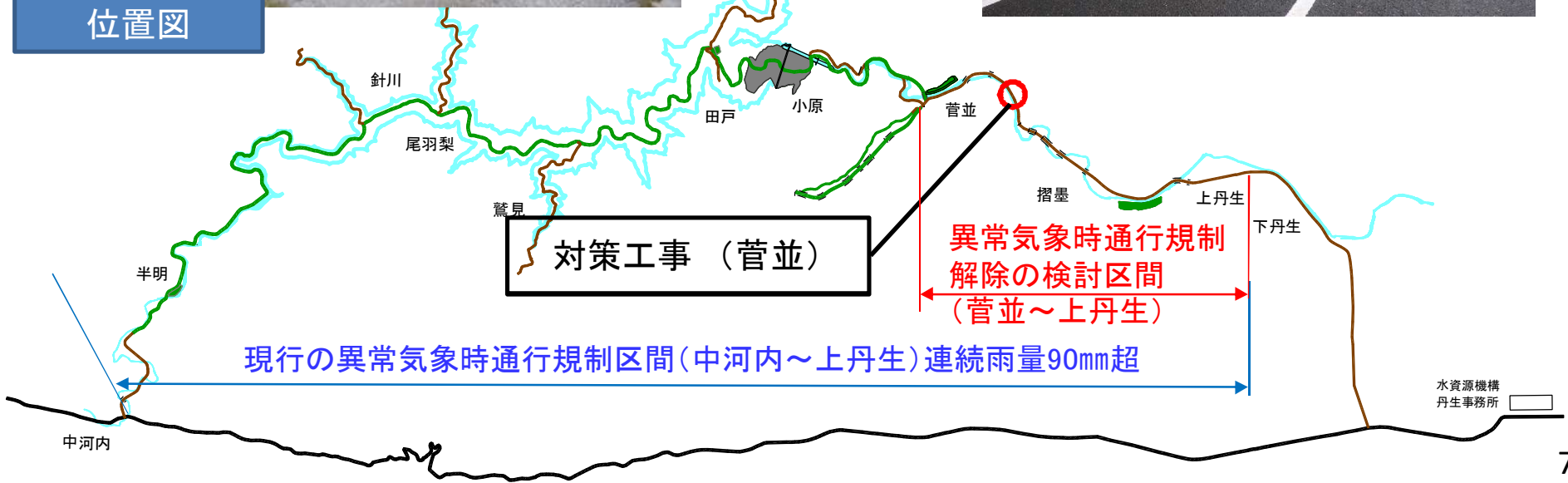
対策前



対策後



位置図



①-2 県道中河内木之本線の道路補修（4）

消雪水の道路排水対策
引き続き効果の検証と対策を試行中

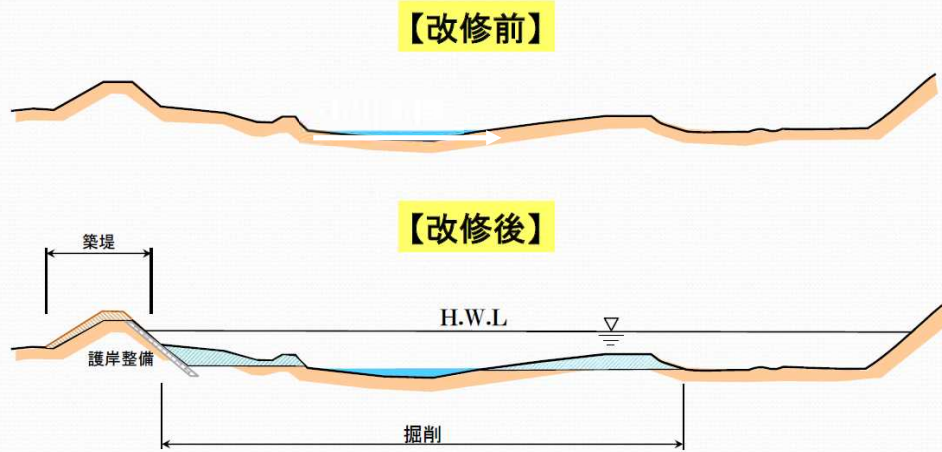
位置図



④-1 高時川の河川改良（1）

河川改修に向けた調査・設計業務および護岸工事

断面図



下丹生(平篠橋付近)



上丹生(野神橋付近)



位置図



河川整備計画に基づく河川改修に向けた詳細設計等

- 詳細設計 : 菅並(完了)、下丹生～上丹生(実施中)
- 用地測量 : 菅並(実施中)、下丹生(実施中)
- 地質調査 : 下丹生、上丹生(完了)
- 護岸工事 : 菅並(実施予定)

④-1 高時川の河川改良(2)

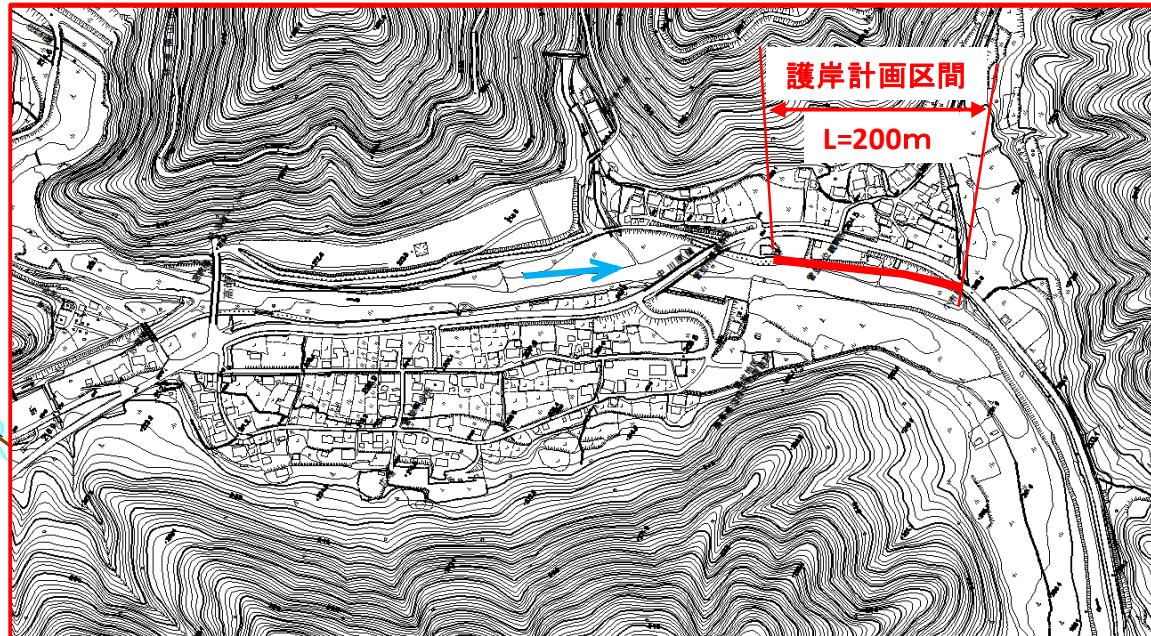
【実施中】

(工期：R3年度着工予定)

現地視察箇所

河川改修に向けた護岸工事

位置図



菅並(中川原橋下流左岸)

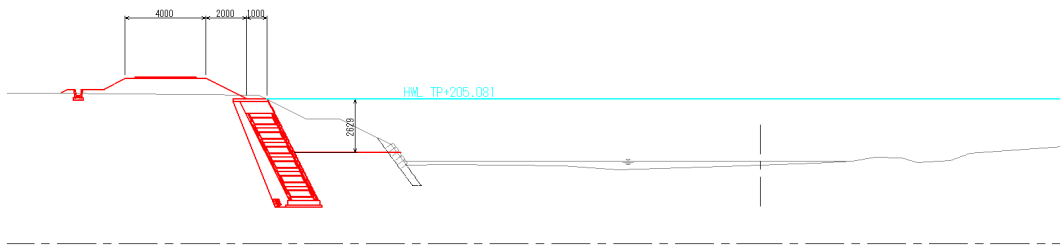
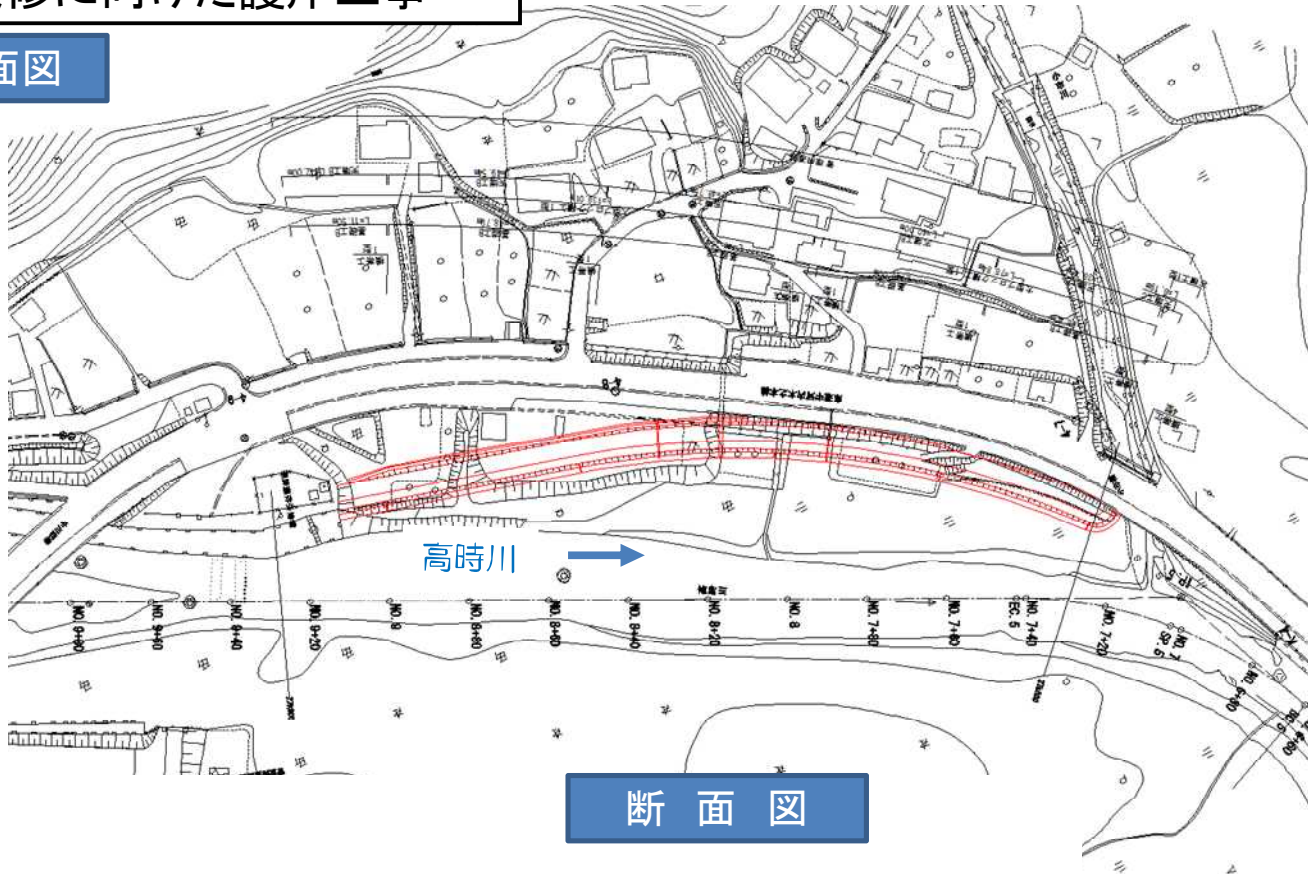


④ー1 高時川の河川改良（2）

（工期：R3年度着工予定）

河川改修に向けた護岸工事

計画平面図



④-2 高時川の維持管理（1）

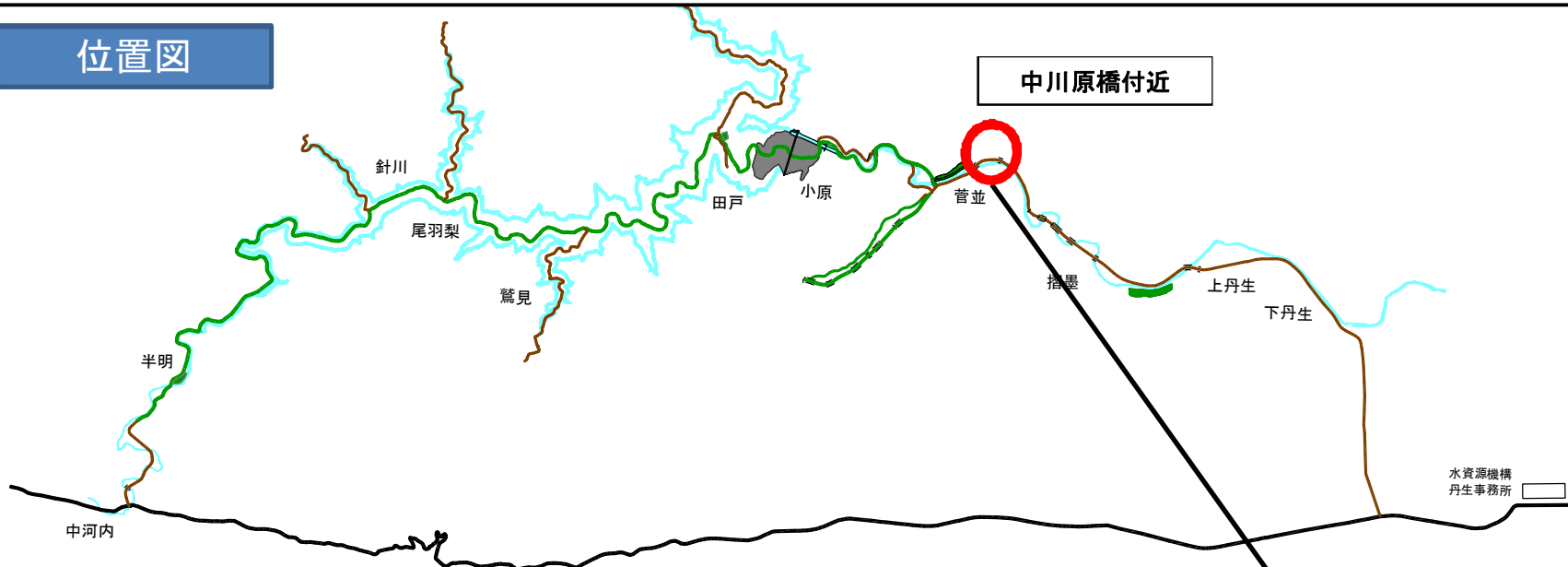
【実施中】

（工期：R2.11月～R3.6月）

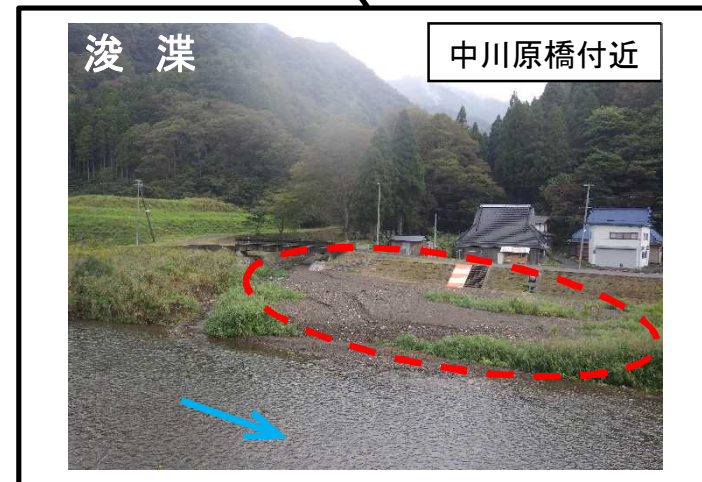
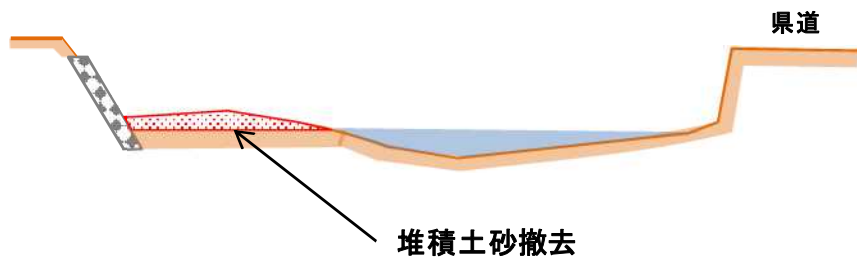
現地視察箇所

河川の維持管理(菅並) ・堆積土砂の撤去 $V=1,600\text{m}^3$

位置図



断面図



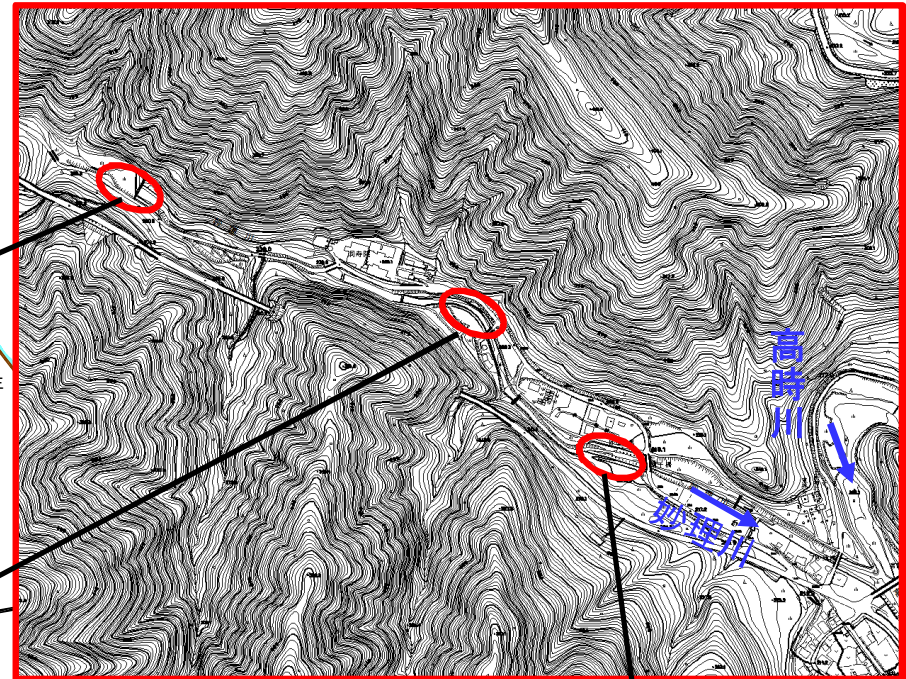
【実施中】

現地視察箇所

④-3 妙理川の維持管理

妙理川 堰堤上流の護岸整備・浚渫、階段護岸・護床、取水口の修繕工事

位置図



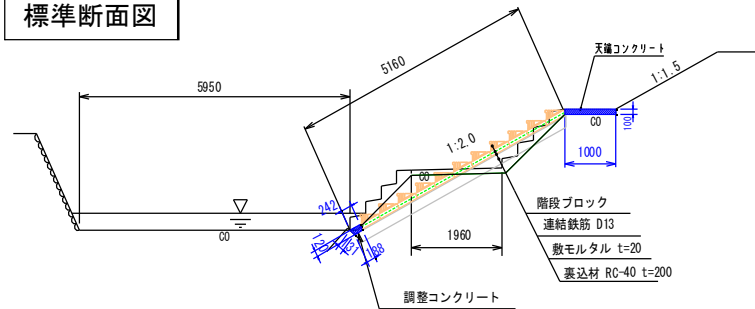
護岸整備、浚渫(現況)



階段護岸、護床工(現況)



標準断面図



取水口(現況) 13

⑤-1 瀬切れ対策

高時川下流において局所的な水域(魚類の一時避難場所)の確保や連続的なみお筋(縦断的連続性)の確保に向け、試行的に水制工を整備する。

位置図

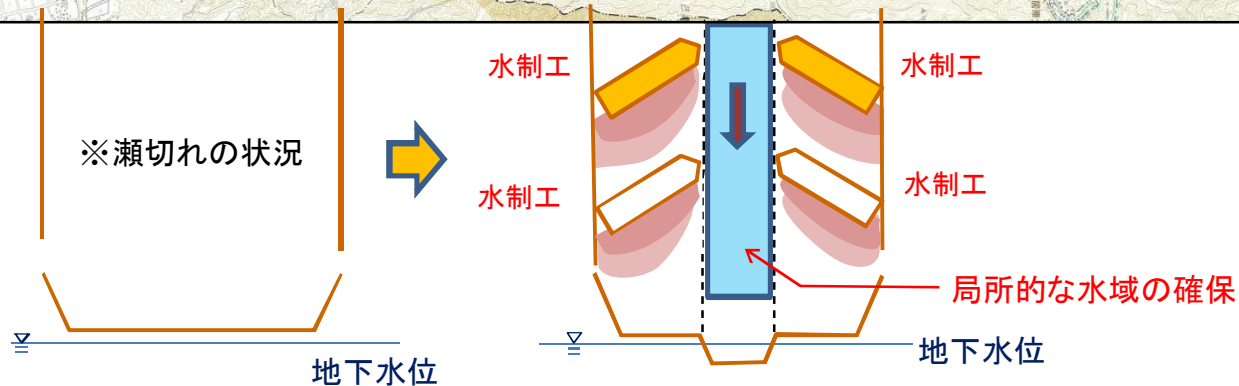


平面図

※瀬切れの状況



断面図



⑭-2 残存山林の維持管理

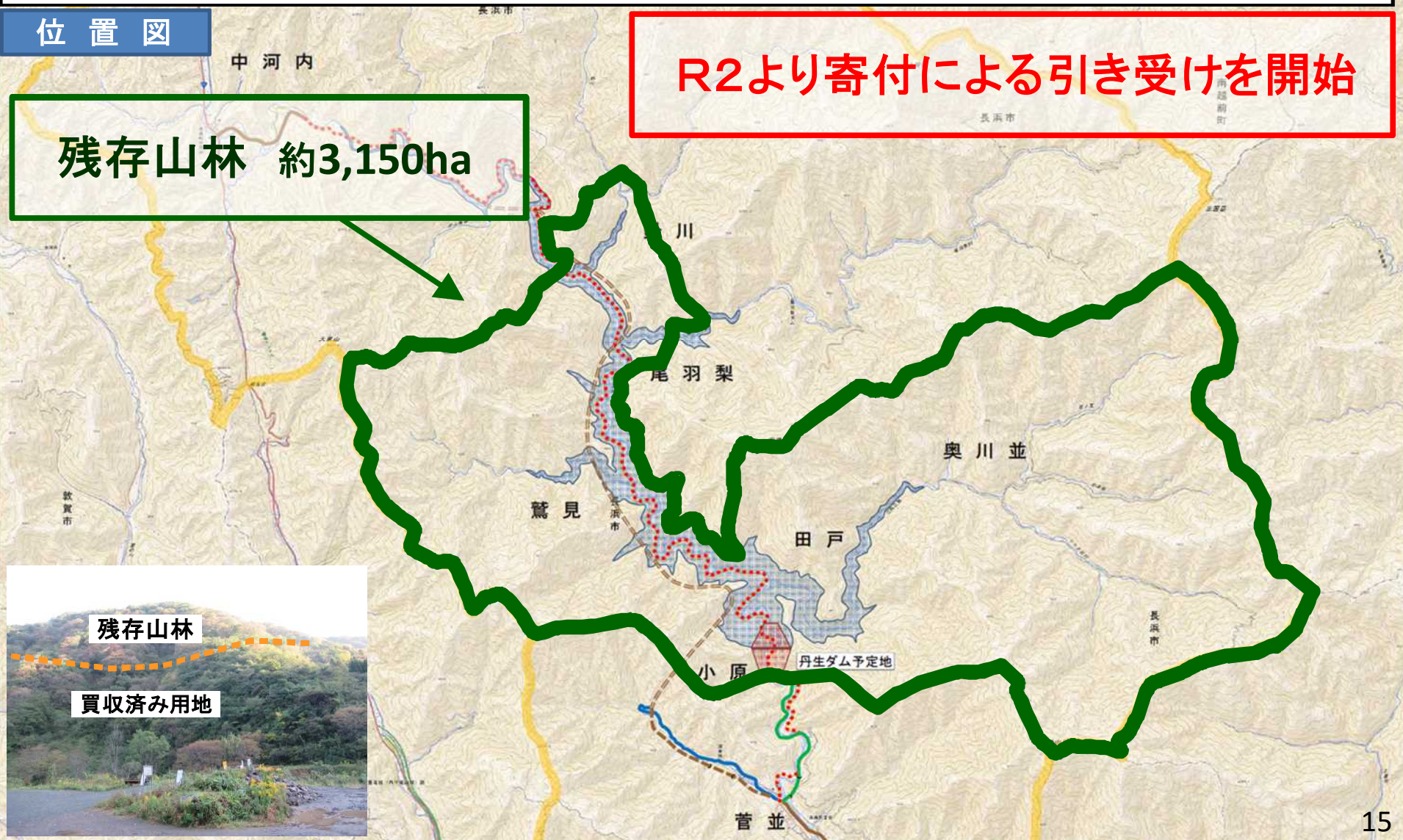
現地視察箇所

残存山林の寄付による引き受け

位置図

R2より寄付による引き受けを開始

残存山林 約3,150ha



⑭-5 林道横山岳線の整備

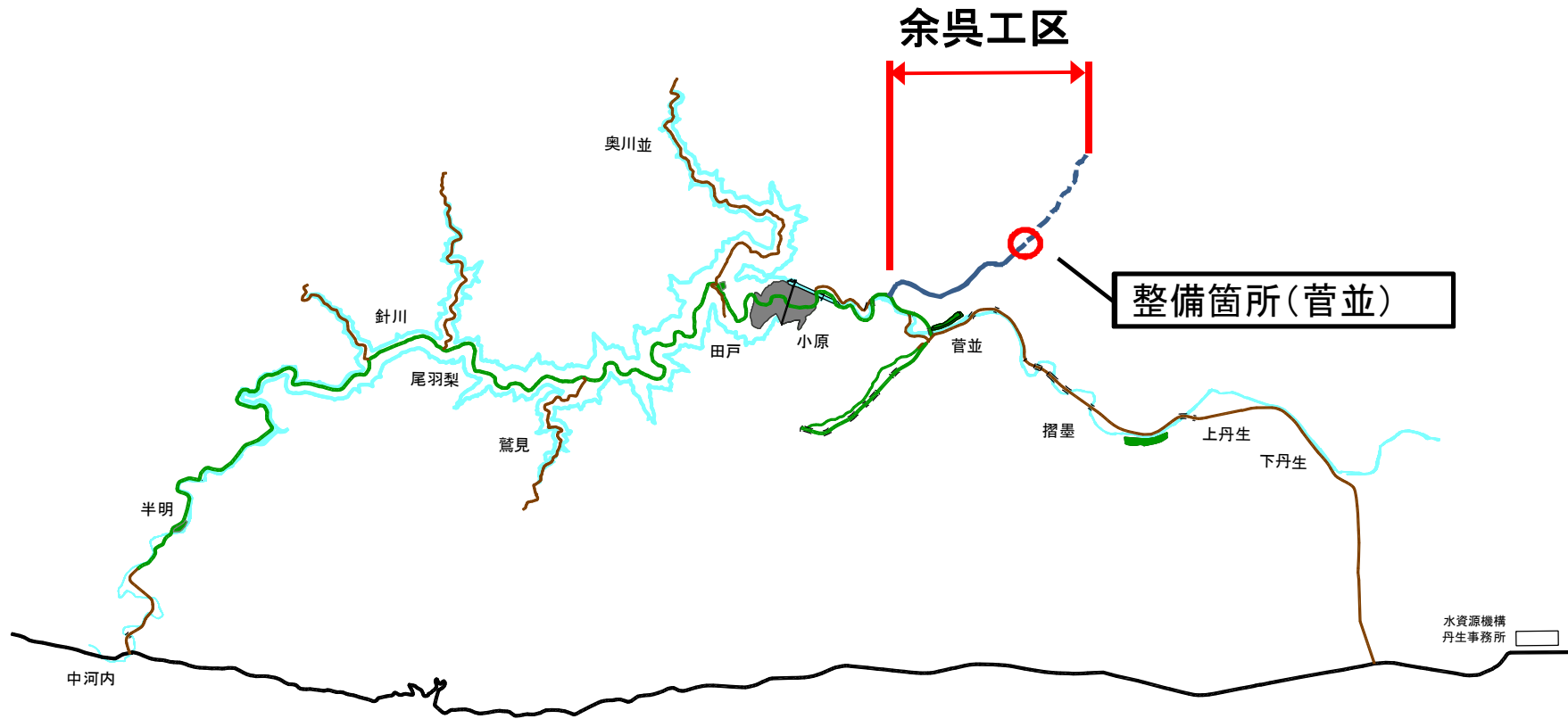
【実施中】

(工期：R2.10月～R3.3月)

湖北森林整備事務所実施事業

余呉工区の林道整備

位置図



⑭-5 林道横山岳線の整備

【実施中】

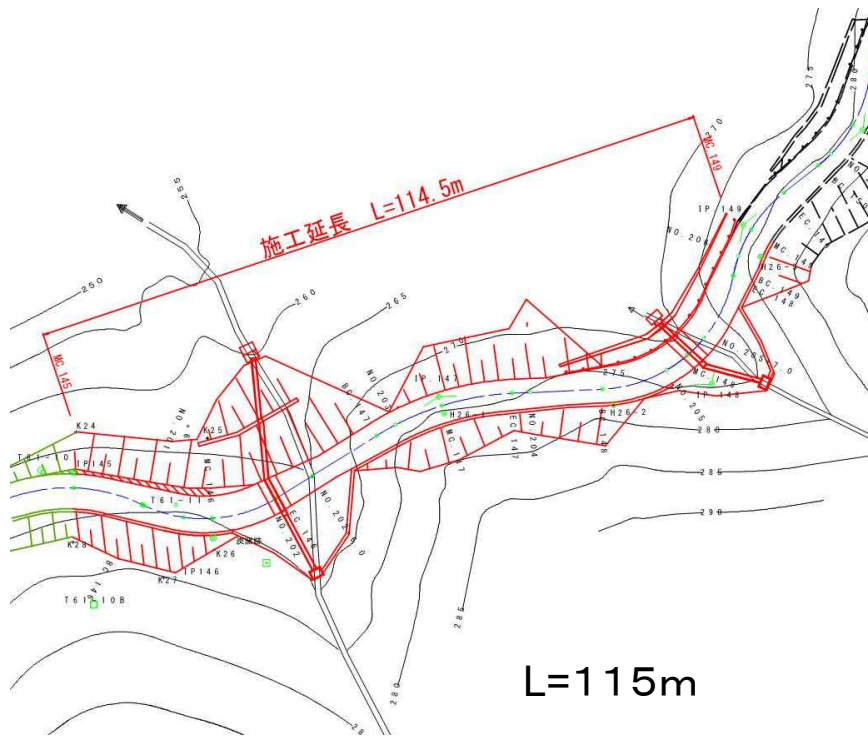
(工期：R2.10月～R3.3月)

湖北森林整備事務所実施事業

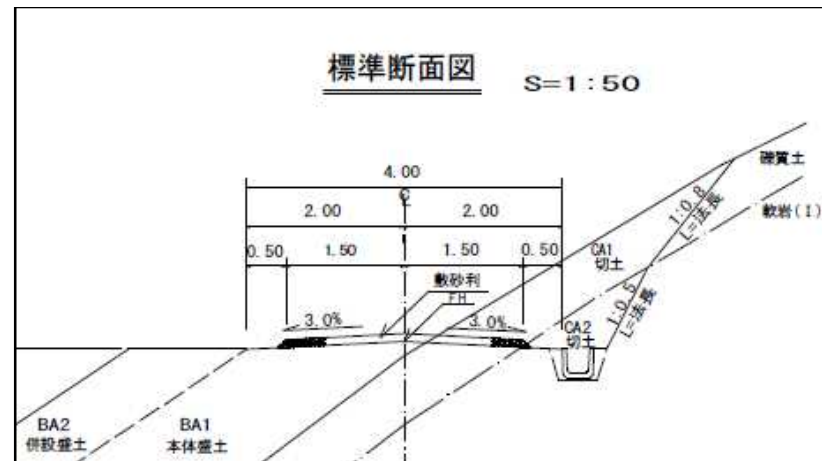
工事内容

施工延長 115m 幅員 4.0m

平面図



標準横断面図



開設状況



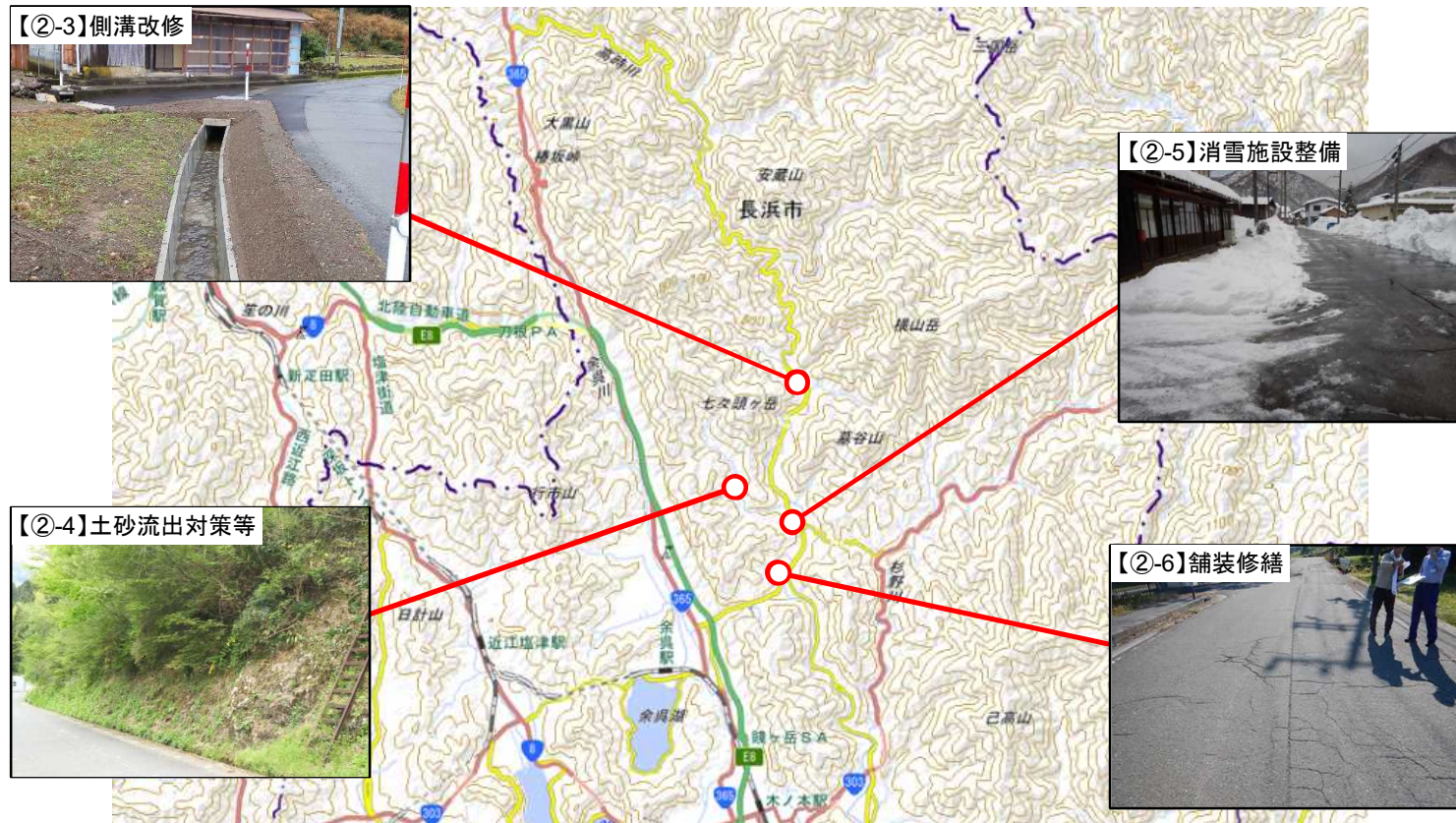
実施計画に係る事業進捗状況

令和2年11月20日

長浜市北部振興局

実施内容について（長浜市）

- ②-3 市道菅並線（側溝改修）【R1完了】
- ②-4 市道丹生小谷線他（舗装修繕、消雪施設整備、土砂流出対策等）【R1完了】 【実施中】 現地視察箇所
- ②-5 市道西村線他（消雪施設整備）【未実施】 【実施済】 現地視察箇所
- ②-6 市道下丹生上丹生線（舗装修繕、消雪施設整備）



②-4 市道丹生小谷線他

【実施済】

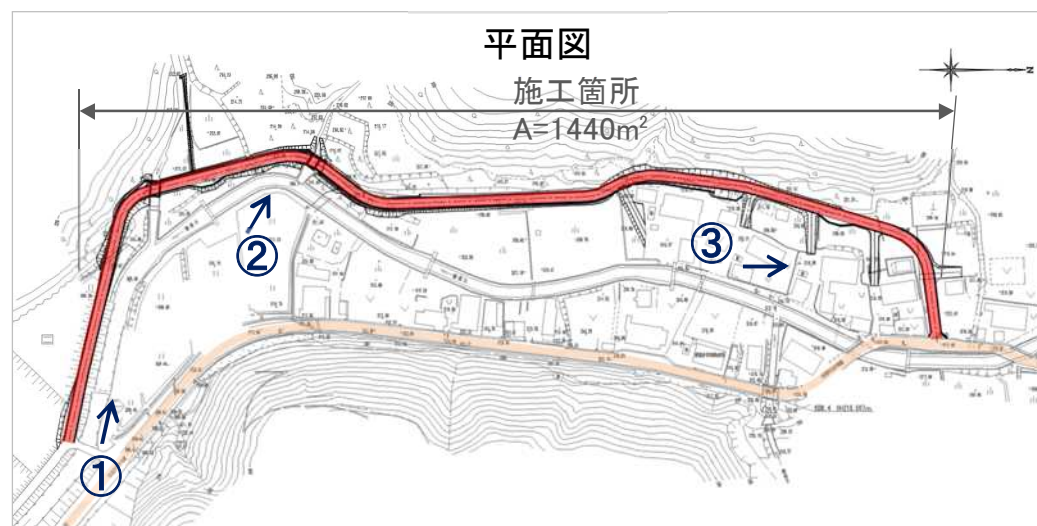
・落石雪崩対策工事を実施

市道丹生小谷線落石雪崩対策迂回路舗装工事

工期：R2. 3.20 ~ R2. 5. 28

落石雪崩対策迂回路の舗装を施工

・施工延長 460m (舗装工 1440m²)



① 施工完了



② 施工完了



③ 施工完了

②-4 市道丹生小谷線他

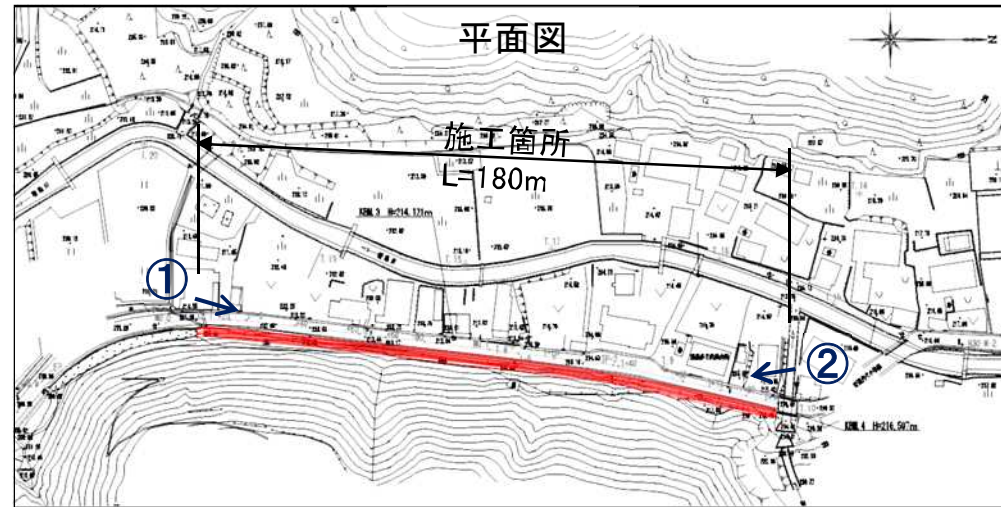
【実施中】
現地視察箇所

・落石雪崩対策工事を実施

市道丹生小谷線落石雪崩対策工事 工期：R2. 8. 12 ~ R3. 3. 30

落石雪崩対策を施工

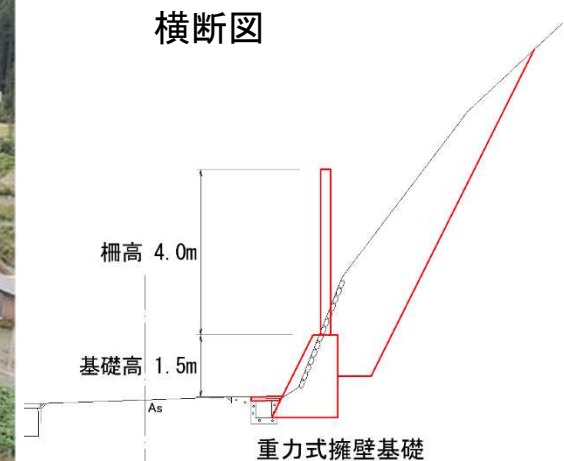
・施工延長 180m (落石雪崩防護柵, 重力式擁壁基礎)



① 施工中



② 施工中



②-4 市道丹生小谷線他

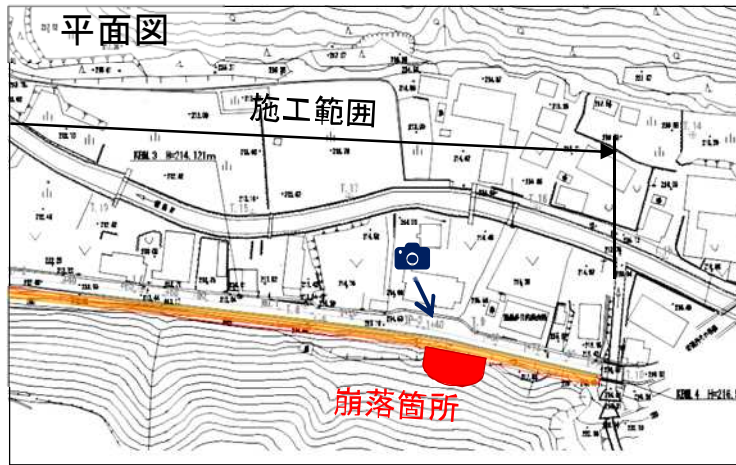
【実施中】
現地視察箇所

・落石雪崩対策工事を実施

市道丹生小谷線落石雪崩対策工事 工期：R2. 8. 12 ~ R3. 3. 30

落石雪崩対策を施工（7月7日豪雨による災害対応）

・崩落規模 H=15m W=25m V=180m³



②-4 市道丹生小谷線他

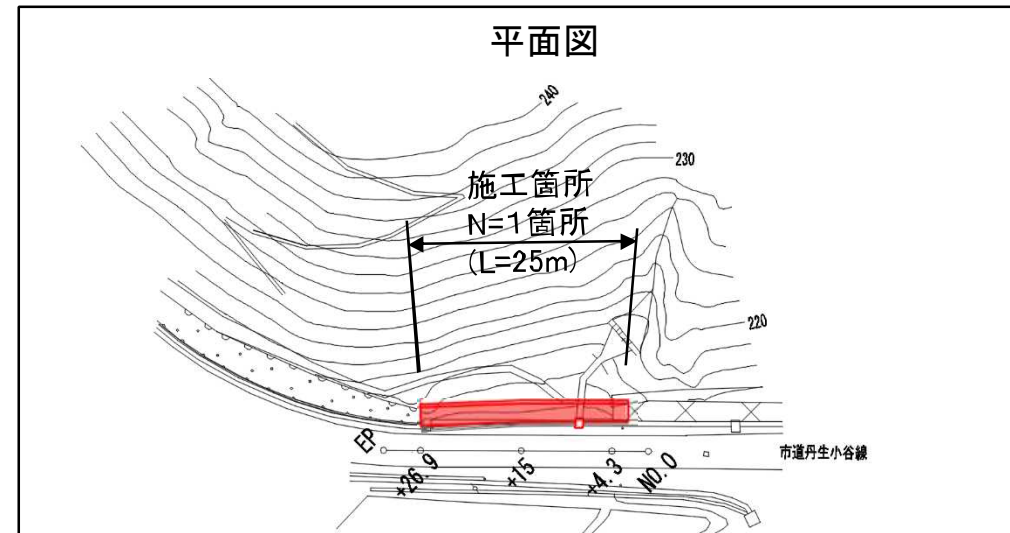
【実施中】
現地視察箇所

・土砂流出対策工事を実施

市道丹生小谷線土砂流出対策工事 工期：R2. 11. 13 ~ R3. 3. 30

既設ブロック積擁壁の間に重力式擁壁を施工

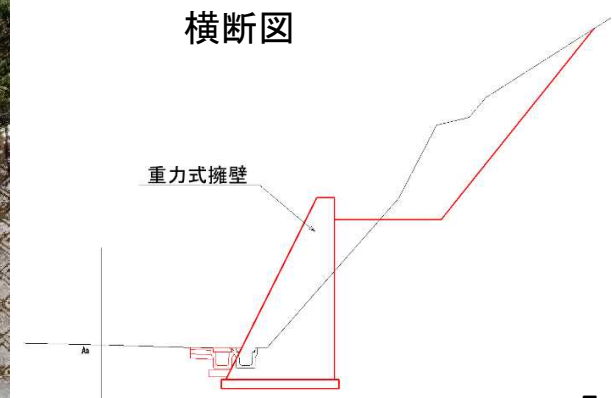
・重力式擁壁 1箇所 (L=25m)



施工前



施工前



②-5 市道西村線他

【実施中】

・消雪施設整備水源調査を実施

令和元年度に滋賀県による地下水調査の結果を受け、
消雪施設に必要な水量が出ないことを地元で説明した
令和2年度現在、地元との協議により長浜市において
再調査を実施



消雪設備整備

②-6 市道下丹生上丹生線

【未実施】
現地視察箇所

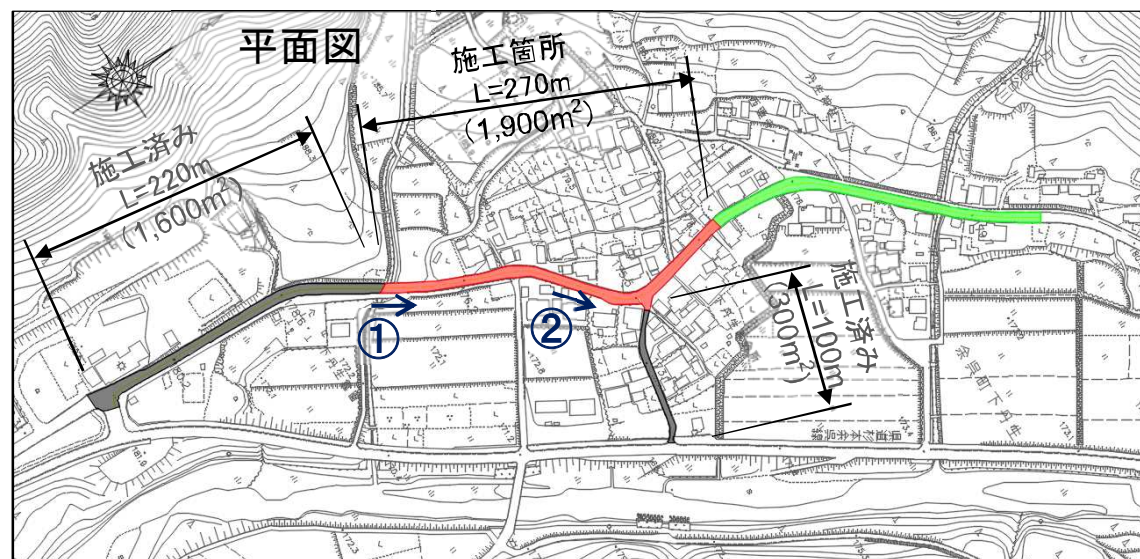
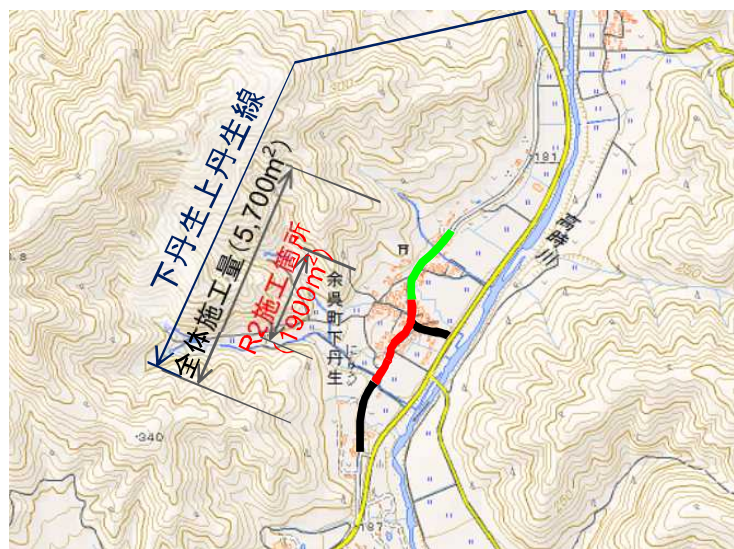
・下丹生地区の舗装修繕工事を実施

市道下丹生上丹生線舗装修繕工事

舗装の傷んでいる区間のアスファルトを剥がし、新しいアスファルト舗装を施工

・施工延長 270m (舗装修繕 1900m²)

全体施工量 5,700m² (進捗率 67%)

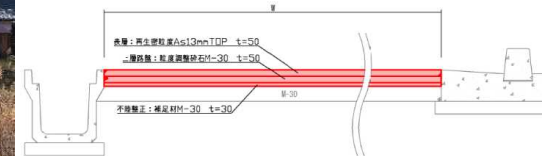


① 施工前



② 施工前

標準断面図



②-6 市道下丹生上丹生線

【実施済】
現地視察箇所

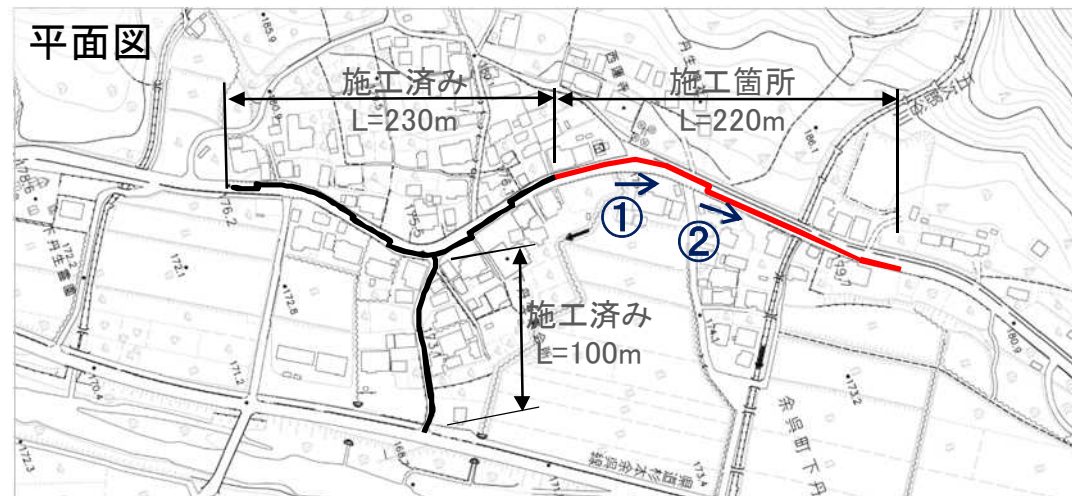
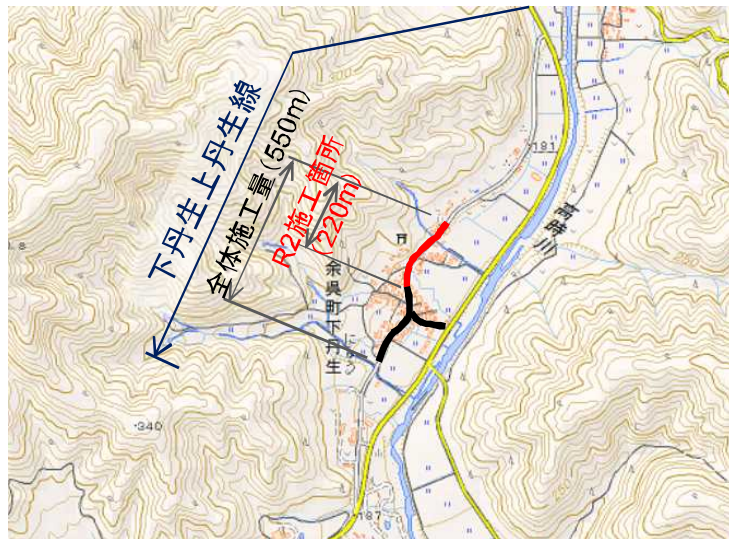
・下丹生地区の消雪施設整備工事を実施

市道下丹生上丹生線消雪設備工事 工期：R2. 6. 18 ~ R2. 11. 4

プレキャスト型消雪ブロックを施工

・施工延長 220m

全体施工量 550m (進捗率 100%)

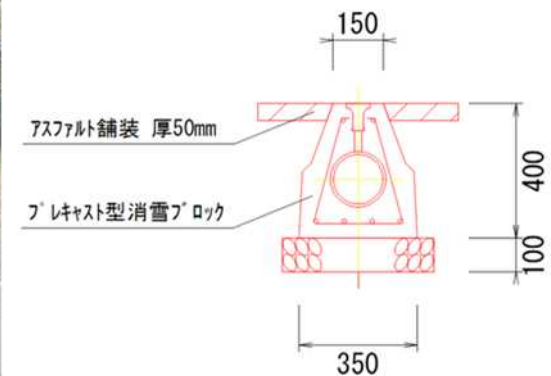


① 施工完了



② 施工完了

標準断面図



②-6 市道下丹生上丹生線

・下丹生地区の道路排水検討を実施

路面排水検討

地元との協議により舗装修繕時に排水勾配の調整を行う等の対策について検討中



①路面排水検討



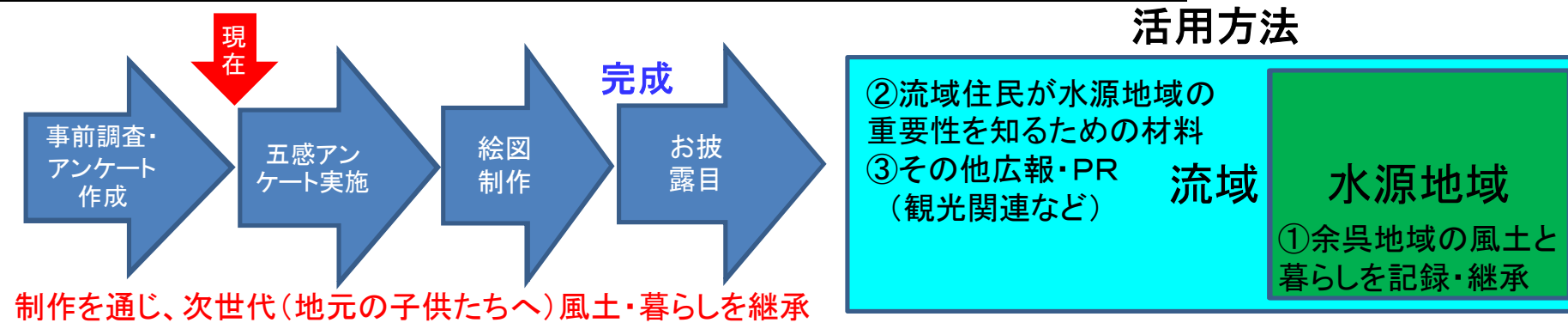
積雪期状況 (H30.2)

余呉版「ふるさと絵屏風」の制作

資料7

- 国、滋賀県、長浜市などとも協力しながら制作を支援中。
- 令和3年度も引き続き必要な支援を予定。

「ふるさと絵屏風」を活用した水源地域の活性化や重要性等の認識



【ふるさと絵屏風】

- 余呉地域の風土と暮らしを掘り起こし、記録・継承するとともに、地域資源を活かしたまちづくりにつなげることを目的。
- 地域に暮らす人々の五感体験を集め、地域の風土や暮らしのようすを、地域の人々で絵にしたもの

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和2年版)

～自然・文化・歴史を活かした個性ある産業が息づき、地域住民が安心して生活でき、誇りを持ってふるさとを守り育てる魅力のある余呉地域を創生～



丹生川(高時川:佐惣平橋より上流を望む)

令和2年5月

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

目 次

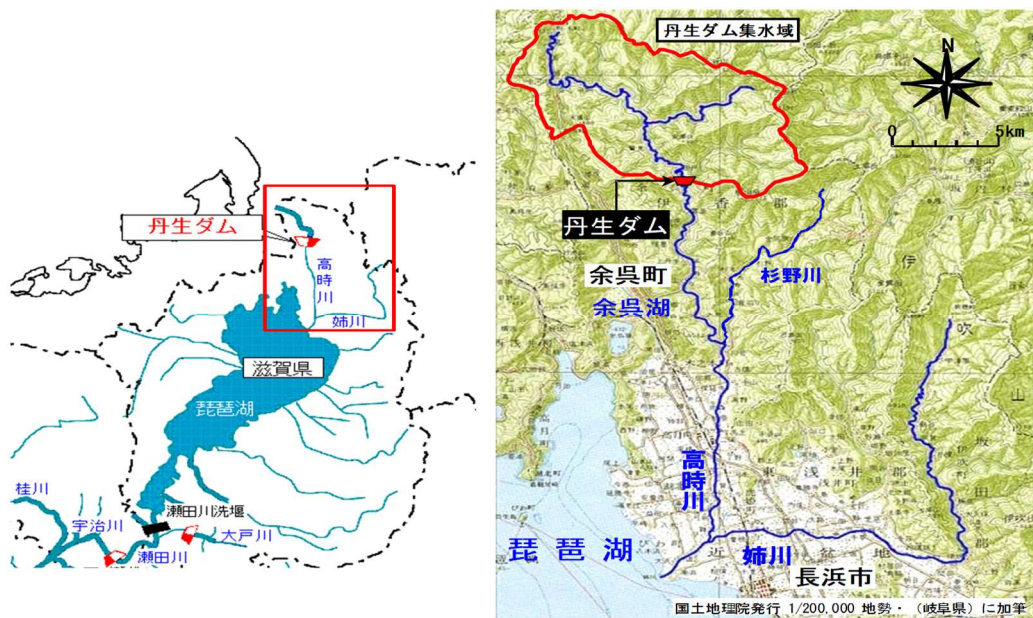
| | | |
|----------------------------------|-------|----|
| 1 趣 旨 | ・ ・ ・ | 1 |
| 2 地域整備に向けた体制の構築 | ・ ・ ・ | 2 |
| (1) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定 | ・ ・ ・ | 2 |
| (2) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会 | ・ ・ ・ | 2 |
| 3 余呉地域の現状と課題等 | ・ ・ ・ | 3 |
| (1) 地域の概要 | ・ ・ ・ | 3 |
| (2) 地域の課題 | ・ ・ ・ | 6 |
| (3) 課題解決に向けた取り組み | ・ ・ ・ | 6 |
| 4 基本方針 | ・ ・ ・ | 8 |
| (1) 地域整備事業の推進体制 | ・ ・ ・ | 8 |
| (2) 財政措置等 | ・ ・ ・ | 8 |
| (3) 地域整備の方向性 | ・ ・ ・ | 8 |
| (4) 地域整備実施計画の事業体系 | ・ ・ ・ | 9 |
| 【表-1】 丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系 | ・ ・ ・ | 10 |
| 【表-2】 事業体系の内、早期（概ね5年以内）の着手が必要なもの | ・ ・ ・ | 11 |
| 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備 実施箇所図 | ・ ・ ・ | 12 |

1 趣 旨

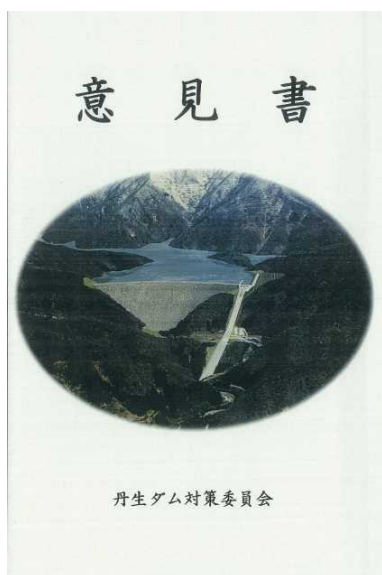
丹生ダム建設事業は、昭和 43 年に予備調査が開始されてから、ほぼ半世紀が経過した平成 28 年 7 月に国土交通省から正式に中止の方針が決定された。

丹生ダム水源地域およびその周辺地域（以下「余呉地域」という。）では、ダム建設を前提とした地域整備事業が計画・実施されてきたが、最終的にダム本体工事が着手されず、事業が中止されたことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行など課題が山積している。

今般、丹生ダム建設事業の中止に伴う影響を緩和するため、余呉地域が抱える課題や要望等に対応した地域整備を図ることとし、丹生ダム対策委員会が平成 28 年 1 月に提出された意見書の 6 項目の実現に向けた地域整備の推進を図るものである。



丹生ダム建設事業の位置図



<6 項目の要請事項>

(平成 28 年 1 月 25 日丹生ダム対策委員会意見書より)

- ① 道路網の整備
- ② 水源地域の山林等の保全と維持管理
- ③ 高時川の河川整備（治水・瀬切れ対策・砂防）
- ④ 発生土受入地の利活用
- ⑤ 自然、文化、歴史を活かした地域振興策
- ⑥ 安心・安全な生活のための環境整備

2 地域整備に向けた体制の構築

(1) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定

「丹生ダム建設事業の中止により地域振興に必要な社会資本の整備等が十分に行われていない地域」（当計画では「余呉地域」としている地域）について速やかに必要な事業の実施を図るため、平成28年9月11日に丹生ダム対策委員会・近畿地方整備局・滋賀県・長浜市・水資源機構の五者で「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結した。

1. 平成28年1月25日付けで委員会から国に提出された意見書を重く受け止め、国、県、市及び機構は、地域整備をお互い協力して進めるものとする。
2. 委員会、国、県、市及び機構から構成する「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置し、その検討を踏まえ、国は責任を持って地域整備の推進を図る。
3. 地域整備の推進にあたっては、滋賀県長浜市北部地域の振興を見据え行うものとする。

(2) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

地域整備の推進を図るため、「平成28年10月27日に、基本協定書で定めた「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。協議会における地域整備に関する目的等については、下記のとおり規約に規定した。

第2条（目的）

この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

第3条（事業）

協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 整備可能な手法の協議、調整
- (2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
- (3) 進捗の報告、確認
- (4) その他

第4条（組織）

協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。

- 2 協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

3 余呉地域の現状と課題等

(1) 地域の概要

余呉地域は、淀川水系の最北端の源流地域であり、京阪神地域を含め1,400万人の生活を支えている琵琶湖の北に位置する豊かな山林に囲まれた水源地域である。琵琶湖国定公園の特別地域である余呉湖周辺、高時川源流域は多くを山林が占めており、またその山林の多くが水源涵養のための保安林にも指定され公益的な機能を果たしており貴重な地域である。



淀川の源の碑



冬の菅並集落

気候は北陸型で、冬期には平野部で1m～2m、山間部で2m～4mの積雪があり、根雪期間は12月から翌年4月までの長期間に及ぶ地域である。特に、昭和54年には豪雪地帯対策特別措置法にもとづく特別豪雪地帯の指定を受けている程の豪雪地帯となっている。

また、若年者人口の流出や高齢化の進行による集落維持機能の低下が懸念されており、平成2年に過疎地域活性化特別措置法にもとづく過疎地域の指定も受けている。平成28年時点の65歳以上の高齢者比率は38.8%で、滋賀県平均24.8%、全国平均27.0%を大きく上回る。

産業については、戦前の余呉地域は薪炭産業に依存してきたが、高度経済成長期の産業・エネルギー構造の転換や人口の流出により地域の活力が衰退しているほか、昼間人口は7割程度(平成22年時点)となっている。

林業においても担い手が不足し放置林が多く、商業は小規模経営の個人商店がほとんどで、後継者不足で存続が危ぶまれている。観光業については、誘客の可能性のある地域資源を有しているが、現在のところ多くの観光客を誘致するまでには成熟していない。

主なレクリエーションは、余呉湖のワカサギ釣り、丹生川(高時川)のアユ釣り、余呉高原スキー場、ウッディパル余呉があげられるが、ワカサギ及びアユ釣りの来訪者は天候に左右され、スキーについても、若者のスキー離れやスキー場の競合により来場者は減少傾向にある。



余呉湖(ワカサギ釣り)

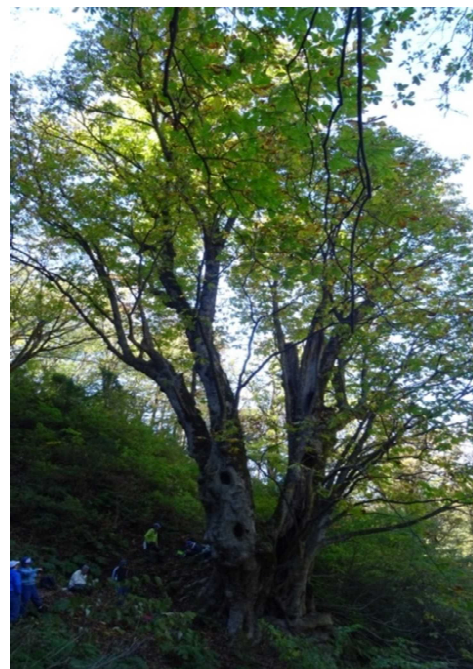


丹生川(高時川)のアユ釣り

自然・文化・歴史については、賤ヶ岳の合戦跡、丹生茶わん祭り、菅山寺、洞寿院などがあるが、環境整備や広報が不十分であり、交流人口の増加に結びついていないほか、古民家の整備やトチノキの巨木に至るトレイル道の整備についても、地域振興策まで進展していない。



丹生茶わん祭り



トチノキ(巨木)

そのほか、丹生ダム計画により整備された妙理の里や茶わん祭の館の施設が遊休状態となっており、利活用や管理・運営について喫緊の課題となっている。

以上のように、丹生ダム建設事業が計画されてから長い時間が経過したことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや水源地域の荒廃、過疎化が進行している。



妙理の里



倒木(水没予定地の荒廃状況)

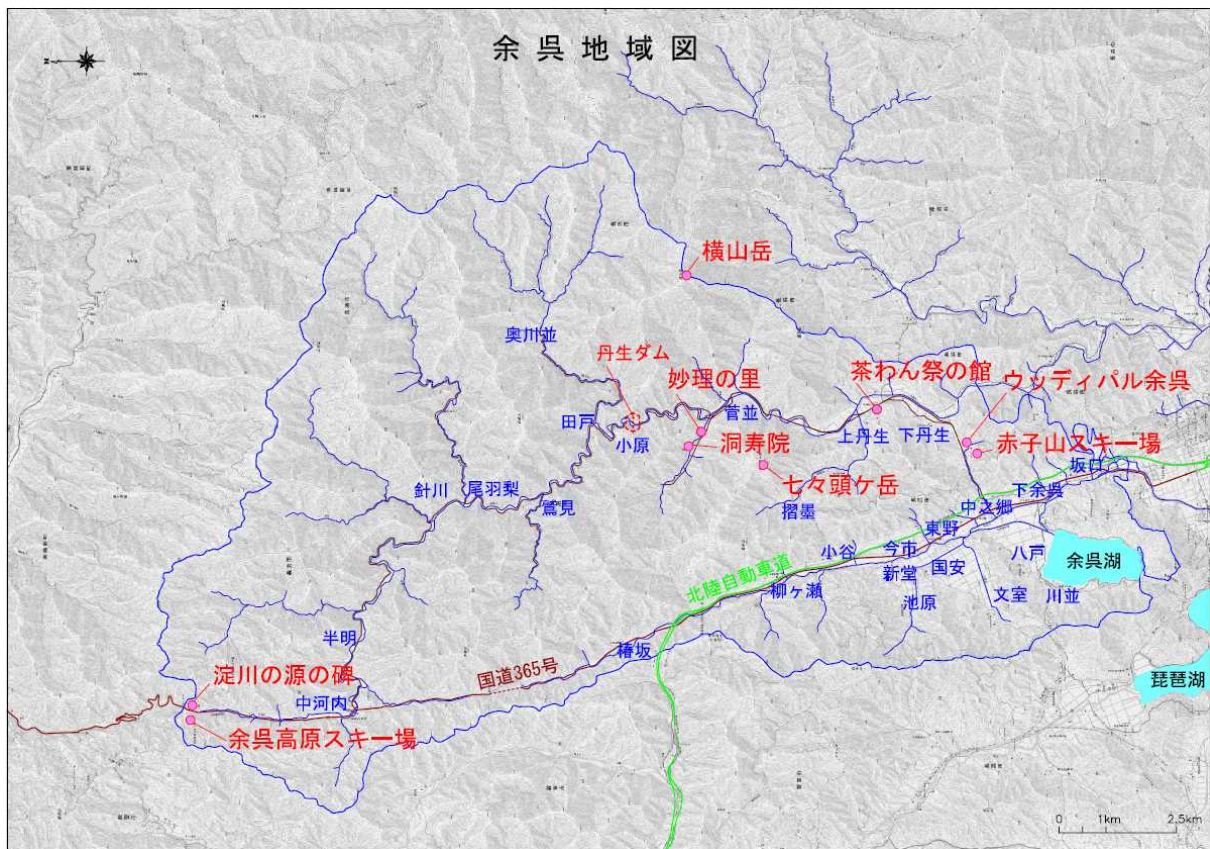


水没予定地



小原集落跡地

なお、余呉地域の周辺施設を余呉地域図に示す。



(2) 地域の課題

以上をまとめると、余呉地域には以下の課題が見えてくる。

- 課題①：社会資本整備の遅れ
- 課題②：山林の荒廃
- 課題③：若者の人口流出による担い手不足
- 課題④：集落維持機能の低下
- 課題⑤：観光客の誘致

(3) 課題解決に向けた取り組み

余呉地域の振興を図るため、「Ⅰ 誰もが安心して住み続けられる地域」、「Ⅱ 個性ある産業が息づく地域」、「Ⅲ ふるさとを守り育てる地域」とする3つの目指すべき姿の実現に向けて、当該地域の課題を念頭に協議会等で議論し実施可能な地域整備事業を丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者が連携協力し実施する。

[目指すべき3つの姿と課題解決の方向]

I 誰もが安心して住み続けられる地域

○道路網の整備

- ① 県道の整備 [課題①]
- ② 市道の整備 [課題①]
- ③ 近隣地域との交流促進 [課題①]

○高時川の河川整備

- ④ 治水対策 [課題①]
- ⑤ 瀬切れ対策 [課題①]

○安心・安全な生活のための環境整備

- ⑥ 生活関連施設の整備 [課題④]
- ⑦ 公共交通機関の維持・確保 [課題④]
- ⑧ 防災拠点の整備 [課題④]
- ⑨ 保健及び福祉の向上 [課題④]

II 個性ある産業が息づく地域

○自然、文化、歴史を活かした地域振興策

- ⑩ 農林業の振興 [課題③]
- ⑪ 観光の振興 [課題⑤]
- ⑫ 商工業の振興 [課題③]
- ⑬ 地域独自の山村文化の継承 [課題④]

III ふるさとを守り育てる地域

○水源地域の山林等の保全と維持管理

- ⑭ 山林等の管理保全 [課題②]
- ⑮ 発生土受入地の利活用 [課題②]

※[]内の○付き数字は、地域の課題番号（P.6）を示す。

4 基本方針

(1) 地域整備事業の推進体制

余呉地域における地域整備の推進を図るため、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者で構成する「丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備協議会」において、地域整備実施計画を作成し、事業を行う。

また、地域整備事業の実施に当たっては、「長浜市過疎地域自立促進計画」等既存の計画と整合性を図りつつ、事業が効果的・計画的に推進出来るよう緊密な連携を図っていく。

(2) 財政措置等

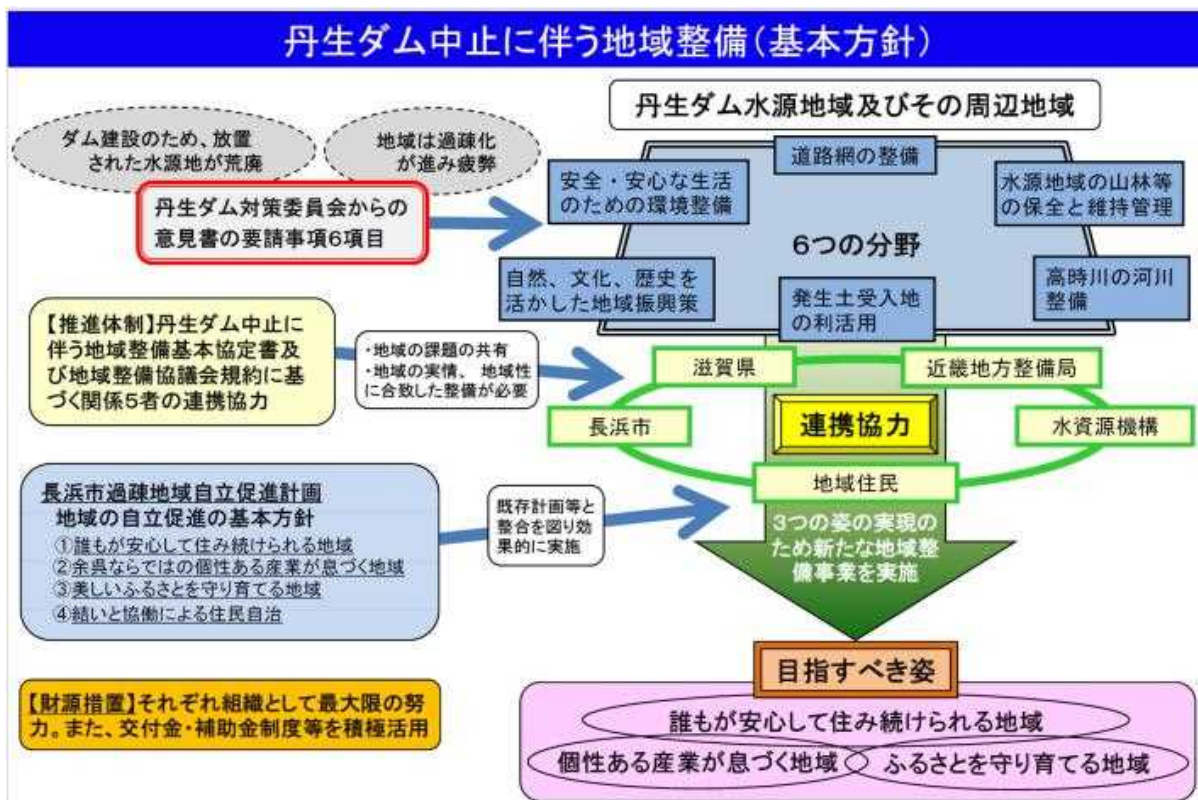
地域整備事業の財源措置については、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の四者は、組織として最大限の努力を行うものとし、国、県の交付金・補助金制度などの既存の制度を積極的に活用する。

滋賀県は、当該基本方針に基づき、長浜市及び地元が実施する事業を対象とした支援策について検討を進める。

(3) 地域整備の方向性

◇ 3つの目指すべき姿の実現に向け、自然、文化、歴史を活かし、既存施設の活用を図り、地域住民が誇りを持てる魅力のある余呉地域を創生する。

◇ 持続性を維持するため地域が主体となり、実行可能な「地域づくり」を行う。



(4) 地域整備実施計画の事業体系

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画の事業体系を表-1 に示すととも、早期（平成 29 年度から概ね 5 年以内）の着手が必要な内容を表-2 に示す。

【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系

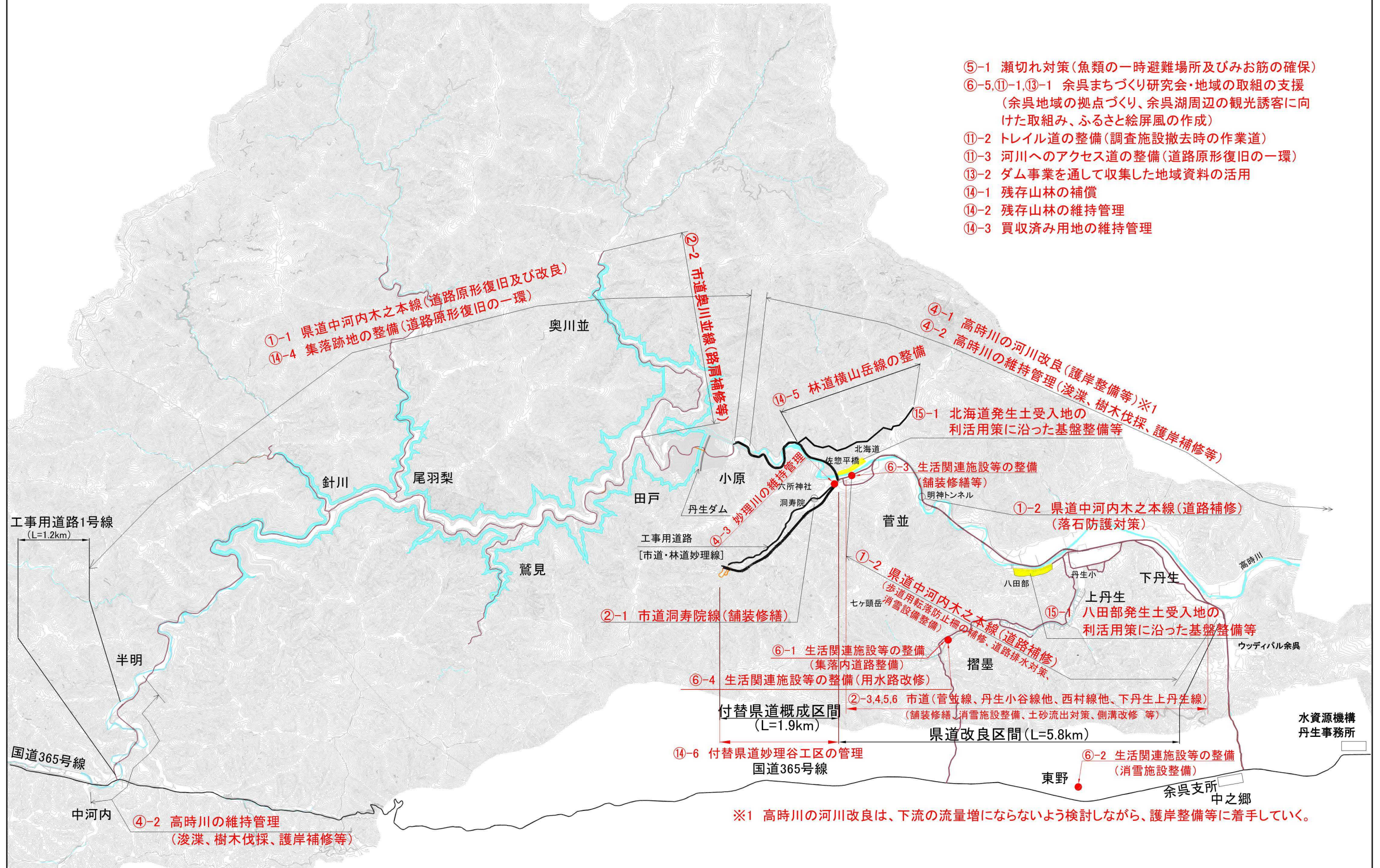
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 今後の検討事項 |
|------------------|------------------|--------------------|--|
| 誰もが安心して住み続けられる地域 | 道路網の整備 | ①県道の整備 | 住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、近隣地域とを結ぶ中河内木之本線等の県道改良及び補修を着実に進める手法を立案し検討する。 |
| | | ②市道の整備 | 住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、住民生活に密着した市道について整備内容を立案し検討する。 |
| | | ③近隣地域との交流促進 | 他県と結ぶ交通ルートを整備することを地域振興策の基本施策とするため、福井県など近隣地域との交流につながる道路網の整備手法を立案し検討する。 |
| | 高時川の河川整備 | ④治水対策 | 流域住民のダムに代わる安心・安全の確保のため、水害や土砂災害を防ぐ対策を実施するとともに、浚渫や護岸等の適切な維持管理を着実に進める手法を立案し検討する。 |
| | | ⑤瀬切れ対策 | 天井川特有の瀬切れ特性を踏まえ、現実的な対応策についてダム中止の検討案も参考に学識経験者等の意見も取り入れながら対策箇所、対策手法を立案し検討する。 |
| | 安心・安全な生活のための環境整備 | ⑥生活関連施設の整備 | 地域住民の生活環境の向上を図るために必要な整備内容・整備手法を立案し検討する。 |
| | | ⑦公共交通機関の維持・確保 | 地域住民の定住促進を図るため、住民ニーズに対応した公共交通機関の維持・確保できる施策を立案し検討する。 |
| | | ⑧防災拠点の整備 | 防災機能強化のため、水害・土砂災害のおそれのある地域を把握するとともに、避難所等の防災拠点の整備について立案し検討する。 |
| | | ⑨保健および福祉の向上 | 若者が定着し、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できる対策を立案し検討する。 |
| | 個性ある産業が息づく地域 | 自然、文化、歴史を活かした地域振興策 | ⑩農林業の振興 |
| ⑪観光の振興 | | | 余呉地域の観光資源を有効に活用するため、民間活力の導入も視野に入れ、様々なニーズの集客が図れるように観光ルートの開発・整備等を着実に進める手法を立案し検討する。 |
| ⑫商工業の振興 | | | 地域の資源や小原かご等伝統産業を活かした地域商業の活性化を図るため、これらを販売できる手法を立案し検討する。 |
| ⑬地域独自の山村文化の継承 | | | 「丹生茶わん祭り」など伝統文化の保存と後世への伝承のため、後継者の確保・育成手法や山村地域独自の特色ある文化遺産の活用手法を立案し検討する。 |
| 守り育てるさと地を域 | 水源地域の山林等の保全と維持管理 | ⑭山林等の管理保全 | 豊かな森林資源の保全、利活用を図るため、林道・作業道の整備や山林保全、集落跡地の保全手法を立案し検討する。 |
| | | ⑮発生土受入地の利活用 | 発生土受入地について、地域の意向に沿った利活用手法を立案し検討する。 |

【表-2】事業体系の内、早期(概ね5年以内)の着手が必要なもの

| 分類 | 枝番号 | 実施内容 | 実施箇所 | 実施主体/事業執行者 (事業予算等) | 着手時期 | 完了したもの | |
|------------------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------|--------|
| I 誰もが安心して住み続けられる地域 | ① 1 | 工事用道路として利用した県道中河内木之本線(道路原形復旧及び改良) | 中河内～菅並 | 水資源機構・滋賀県 | H29年度～ | | |
| | ① 2 | 県道中河内木之本線(道路補修) | 歩道用転落防止柵の補修 | 菅並から下丹生 | 滋賀県 | H29年度～ | |
| | | | 歩車道境界ブロックの補修 | | | | |
| | | | 落石防護対策 | | | | R元年度完了 |
| | | | 道路排水対策 | | | | |
| | | | 消雪施設整備 | | | H30年度完了 | |
| | ② 1 | 工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕) | 菅並 | 水資源機構 | H30年度～ | R元年度完了 | |
| | ② 2 | 工事用道路として利用した市道奥川並線(路肩補修等) | 田戸～奥川並 | 水資源機構 長浜市(国補助金を含む) | H29年度～ | | |
| | ② 3 | 市道菅並線 | 側溝改修 | 菅並 | 長浜市(県交付金を含む) | H30年度～ | R元年度完了 |
| | ② 4 | 市道丹生小谷線他 | 舗装修繕 | 摺墨～上丹生 | 長浜市(国・県交付金を含む) | H30年度～ | |
| | | | 消雪施設整備 | 摺墨 | 長浜市(県交付金を含む) | | R元年度完了 |
| | | | 落石雪崩対策 | 摺墨 | 長浜市(国・県交付金を含む) | | |
| | | | 土砂流出対策 | 上丹生 | 長浜市(国・県交付金を含む) | | |
| | ② 5 | 市道西村線他 | 消雪施設整備 | 上丹生 | 長浜市 | H30年度～ | |
| | ② 6 | 市道下丹生上丹生線 | 消雪施設整備 | 下丹生 | 長浜市(国・県交付金を含む) | H30年度～ | |
| 舗装修繕 | | | | | | | |
| 高時川の整備 | ④ 1 | 高時川の河川改良 | 護岸整備等 | 中河内、菅並～下丹生 | 滋賀県(個別補助事業・国交付金を含む) | H29年度～ | |
| | ④ 2 | 高時川の維持管理 | 浚渫、樹木伐採 | 中河内、菅並～下丹生 | 滋賀県 | H29年度～ | |
| | | | 護岸補修 | | | | |
| | ④ 3 | 妙理川の維持管理 | | 菅並 | 滋賀県 | H30年度～ | |
| | ⑤ 1 | 瀬切れ対策(魚類の一時避難場所及びみお筋の確保) | | 高時川 | 滋賀県(国交付金を含む) | H29年度～ | |
| 安心・安全な生活のための環境整備 | ⑥ 1 | 生活関連施設等の整備 | 集落内道路整備 | 摺墨 | 長浜市(国・県交付金を含む) | H30年度～ | |
| | ⑥ 2 | 生活関連施設等の整備 | 消雪施設整備 | 東野 | 地域の取組を支援<整備局・滋賀県・水資源機構で調査中> | R元年度～ | |
| | ⑥ 3 | 生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環) | 舗装修繕等 | 菅並 | 水資源機構 | R元年度～ | R元年度完了 |
| | ⑥ 4 | 生活関連施設等の整備 | 用水路改修 | 摺墨 | 地域の取組を支援<整備局・滋賀県・水資源機構で調査中> | R元年度～ | |
| | ⑥ 5 | | 余呉地域の拠点づくり | 中之郷他 | 地域の取組を国が支援 | R元年度～ | |
| II 個性ある産業が息づく地域 | ⑪ 1 | 余呉まちづくり研究会・地域の取組の支援 | 余呉湖周辺の観光誘客に向けた取組み | 下余呉、川並ほか | 地域の取組を国が支援 | R元年度～ | |
| | ⑬ 1 | | ふるさと絵屏風の作成 | 菅並他 | 地域の取組を国が支援 | R2年度～ | |
| | ⑪ 2 | トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道) | | 小原、田戸 | 水資源機構 | R元年度～ | |
| | ⑪ 3 | 河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環) | | 半明～小原 | 水資源機構 | H29年度～ | |
| | ⑬ 2 | ダム事業を通して収集した地域資料の活用 | | 余呉支所ほか | 水資源機構ほか | H29年度～ | |
| III 水源地域の山岳の保全と維持管理 | ⑭ 1 | 残存山林の補償 | | 針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原 | 水資源機構 | H29年度～ | |
| | ⑭ 2 | 残存山林の維持管理 | | 針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原 | 滋賀県 | R2年度～ (引き受け後) | |
| | ⑭ 3 | 買収済み用地の維持管理 | | 針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原、菅並、半明 | 水資源機構・滋賀県 | R元年度～ | |
| | ⑭ 4 | 集落跡地の整備(道路原形復旧の一環) | | 半明、針川、尾羽梨、鷺見、田戸、奥川並、小原 | 水資源機構 | R元年度～ | |
| | ⑭ 5 | 林道横山岳線の整備 | | 木之本～菅並 | 滋賀県 | 実施計画策定以前から着手している事業 | |
| | ⑭ 6 | 付替県道妙理谷工区の管理 | | 菅並 | 水資源機構・滋賀県 | R元年度～ | |
| ⑮ 1 | 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等 | | 北海道、八田部 | 水資源機構 | H29年度～ | | |

※本表は、今後の協議により随時追加更新を行うものである。
 ※概ね5年以内とは、H29年度から概ね5年以内の着手が必要な事業をいう。

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備 実施箇所図



※1 高時川の河川改良は、下流の流量増にならないよう検討しながら、護岸整備等に着手していく。

■改定履歴

- ・平成 29 年 4 月 18 日：実施計画（平成 29 年 4 月版）策定
- ・平成 30 年 4 月 18 日：実施計画（平成 30 年 4 月版）改定
- ・令和 元年 5 月 23 日：実施計画（令和 元年 5 月版）改定
- ・令和 2 年 5 月 25 日：実施計画（令和 2 年版）改定